

平成17年2月28日

東京都知事
石原慎太郎様

食品安全審議会
会長 黒川雄二

東京都食品安全推進計画の考え方について（答申）

平成16年7月29日付16健安食第1018号で諮問のあった
このことについて、別紙のとおり答申します。

東京都食品安全推進計画の考え方について

平成17年2月

東京都食品安全審議会

目 次

はじめに	P.1
第1 計画の策定にあたっての考え方	P.2
1 計画にあたっての視点	P.3
2 計画で明らかにすべき事項	P.6
3 計画の期間	P.6
第2 都における食品の安全確保施策の体系（基本的プラン）	
1 施策体系の考え方	P.7
2 体系化した各施策の現状、課題及び対応	P.9
第3 重点的・優先的に取り組むべき事項（戦略的プラン）	
1 現状を踏まえた重点課題	P.19
2 戦略的プランの考え方	P.23
3 関係者との協力・連携の考え方	P.28
第4 計画の実現に向けての考え方	
1 施策の推進体制	P.32
2 計画の推進と検証	P.33

【附属資料】

1	用語解説	P.39
2	「中間のまとめ」に対する意見 （「意見を聴く会」でのアンケートを含む）	P.55
3	「意見を聴く会」での意見表明内容（要約）	P.60
4	東京都食品安全条例	P.63
5	東京都食品安全審議会規則	P.71
6	諮問書（平成16年度第1回審議会）	P.72
7	東京都食品安全審議会委員名簿	P.73
8	東京都食品安全審議会検討部会委員名簿	P.74
9	平成16年度東京都食品安全審議会審議経過	P.75

はじめに

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 16 年 7 月 29 日、東京都食品安全条例（以下「食品安全条例」という。）に示された基本的な方向性を踏まえ、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問を受けた。

審議会は、この諮問事項について、各方面の専門家による様々な視点からの審議を行うため、検討部会を設置し、食品安全条例に示された目的や基本理念等を踏まえ、検討を進めてきた。

また、検討部会においては、平成 16 年 10 月 25 日に審議会で行きまとめた「中間のまとめ」に対する都民や事業者からの意見のほか、平成 16 年 11 月 16 日の第 4 回検討部会において開催された「意見を聴く会」で表明された意見等を参考としながら検討を重ねてきた。

こうした検討を経て、本答申は、わが国最大の食品の消費地であり物流の拠点である東京の地域特性を踏まえ、都が食品安全推進計画を策定するに当たり、計画の中で示すべき事項とその考え方について示したものである。

今後、本答申に基づき、「東京都食品安全推進計画」が策定され、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護」がより一層確実に推進されることを望むものである。

第1 計画策定にあたっての考え方

食品安全条例は、第7条において「知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画を定めるものとする。」と定め、食品安全推進計画の具体的な内容として、①食品の安全の確保に関する施策の方向、②その他、食品の安全の確保に関する重要事項を定めることとしている。

また、平成15年度に食品安全条例の考え方について諮問された東京都食品衛生調査会の答申では、「食品安全推進計画は、食品の生産から消費に至る各段階での都の対策について、総合的な体系と中期的な計画を都民に示す必要がある。」とされている。

以上のことから、本計画は、都の食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、その策定にあたっては、食品の生産から消費に至るすべての段階における都の施策について、次に掲げる事項を、都民にわかりやすく、理解しやすい形で示すべきであると考えます。

- 都の施策の全体像を体系的に示す。

法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例をはじめとし、消費生活条例など関係諸条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

- 施策の中期的な方向を示す。

都が目指す目標を明らかにし、施策の中期的な方向性を具体的に示す。

- 重点的に取組むべき事項を示す。

様々な施策の中で、特に重点的・優先的に取組むべき事項を示す。

1 計画策定にあたっての視点

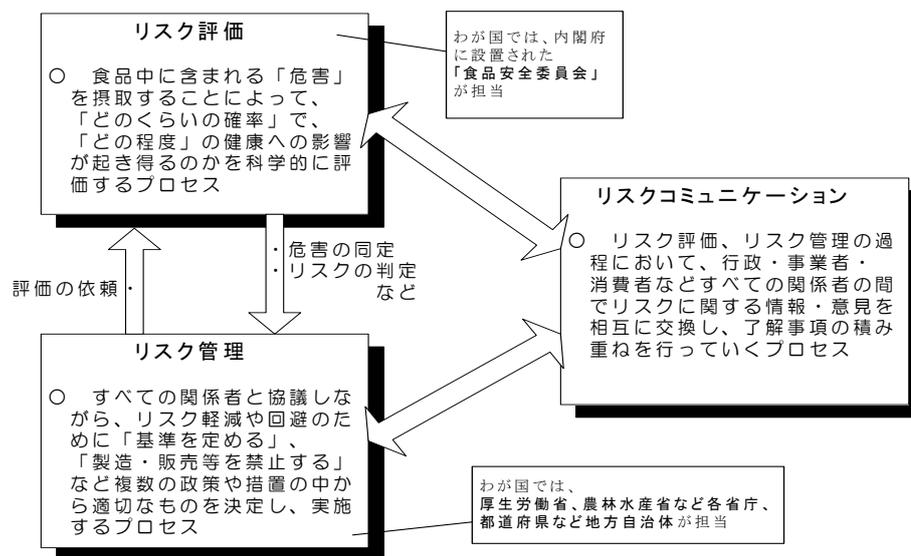
近年、BSEの発生、輸入農産物から基準を超える残留農薬の検出など食品の安全を脅かす問題や、食品偽装表示など食品の安心を揺るがす事件が相次いで発生し、消費者の食品に対する不安・不信が高まっている。

こうした一連の事件の背景として、わが国の食品安全行政には、消費者保護の視点が不足していたこと、関係省庁の連携が不十分であったこと、リスクを最小限とするシステムが欠如していたこと、消費者への正確な情報提供と透明性の確保が不十分であったことなどが指摘されている。

こうした指摘を受け、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなる「リスク分析」の考え方の導入が提唱され、国においてはリスク評価を担う「食品安全委員会」の設置を定めた「食品安全基本法」の制定、食品衛生法をはじめ関係法令の改正を行うなど、リスク分析に基づく取組が進められている。

リスク分析とは

食品の摂取により健康に悪影響が生じる可能性がある場合、可能な範囲でその悪影響の起きるリスクを最小にすることを目的として実施するシステムをいう。リスク分析は、次の3つのプロセスにより構成される。



※食品のリスクとは:食品が有する危害により、「どれくらいの確率」で、「どの程度」の健康への影響を受けるかを示すもの。

一方、都においては、平成2年に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」を策定し、全国に先駆けて食品の生産から消費に至る対策を体系化し、総合的な施策の推進を図ってきた。さらに、本年3月には、都・都民・事業者の責務、役割を明らかとし、施策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、地域特性を踏まえた国の制度を補完する安全対策を進めるため「食品安全条例」を制定した。

また、都には、消費生活に関し、消費者の権利の確立を目的とし、都民からの申出制度などを規定した「消費生活条例」などの諸条例があり、法制度を踏まえたうえで、こうした諸条例が相互に補完し合いながら、食品の安全確保に向けた様々な対策を進めている。

こうした状況の中で、事業者においても自主的な安全管理や消費者への情報提供に対する積極的な取組が進められており、消費者との意見・情報の交換など食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力に向けた取組がはじめられている。

本計画の策定にあたっては、このような国による法整備、都独自の対策の推進、事業者や都民による自主的な取組を踏まえ、食品の安全を確保し現在及び将来の都民の健康保護を図るため、次のような視点からの検討が必要であるとする。

(1) 食に対する信頼を高めるための施策の充実

食品の安全確保については、国において食品や添加物などによる健康への影響評価が行われ、その評価に基づき法令による規格や基準の整備が図られている。

また、都は自治体として法令に基づく規格や基準の遵守について監視指導等を実施している。

都民の健康を守るためには、こうした国との役割分担を踏まえ自治体レベルでの施策の強化・充実を進めるとともに、都民の食品に対する不安・不信を解消し、都民に身近な行政機関として食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供や、都民・事業者など関係者との情報・意見の交換など、都民の信頼を得られる施策の充実が必要である。

(2) 東京の地域特性に応じた施策の展開

東京は、わが国最大の食品の消費地であるとともに、食品流通の拠点となっており、東京における食の危機は、全国の危機につながっていく可能性がある。一方、流通する食品とともに、東京には様々な情報が集積され、情報の発信地としての役割も果たしており、いち早くリスク情報をキャッチすることが可能である。

こうした都の地域特性を踏まえ、的確な未然防止施策を展開するとともに、食品の生産地である他の自治体等との連携の推進が必要である。

(3) 多様な課題に対応する効果的な施策の推進

食品の安全に係る課題は、科学技術の発展、国際化の進展、生活環境の変化などにより、今後ますます多様化していくことが予想され、未だ解明されていない事柄を含め、さまざまなリスクが潜在する可能性は否定できない。

このような食品の安全に係る課題に対応するためには、最新の科学的知見に基づき、健康への悪影響の可能性を最小限とする取組を都、都民、事業者の理解と協力により効果的に進めていくことが重要である。

さらに、施策をより効果的に実施するためには、その進捗状況を的確に把握し、都民や事業者など関係者の意見を反映しながら計画を定期的に見直すことが必要である。

【 本答申における食品の「安全」と「安心」の使い分けの概念について 】

食品の安全性について、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

したがって、食品の安全と都民の安心の関係を一律に表現することは困難であるが、本答申を検討するうえでは、この概念について整理をしておく必要があると考える。

そこで、本答申では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が最小限となっている状態を「安全」という概念で整理した。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が最小限となっていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念とした。

2 計画で明らかにすべき事項

これまで示した考え方を踏まえ、本計画は、次の事項について明らかにするとともに、都民に分かりやすい内容となるよう配慮していくことが必要であると考えます。

(1) 食品の安全確保に係る現状と課題

食品の安全を確保するうえで、現状を分析し、課題を整理することは不可欠である。このため、本計画においては、まず大消費地である東京の地域特性を踏まえ、都が食品の安全確保対策を進める上での課題について明らかにする必要がある。

(2) 施策の総合的な体系

整理された課題の解決に向けて、生産から消費に至る各段階で都が取り組んでいる施策の総合的な体系を、都民に明らかにすることが必要である。

施策の総合的な体系は、今後の都の食品安全行政の方向性と具体的な施策との結びつきを都民に分かりやすく示すために、食品安全条例に定める①事業者責任を基礎とする安全確保、②未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保、③都・都民・事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という3つの基本理念を踏まえたものとする必要がある。

(3) 重点的・優先的に取り組むべき事項

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的にねばり強く行うべきものであるが、現状の課題に迅速・的確に対応するため、重点的・優先的に取り組むべき施策もある。

こうした重点的・優先的に取り組むべき施策については、より具体的な計画を策定し、計画期間中に実施する事業を都民や事業者に明らかにすることにより、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る必要がある。

(4) 計画の検証

都民や事業者の意見を反映し、相互理解の下に施策の効果的な実施を図っていくためには、施策の進捗状況や効果の検証に係る手続きを明記する必要がある。

3 計画の期間

本計画は、施策の中期的な方向性を具体的に示すものであることから、計画の期間は5年間とすべきであると考えます。

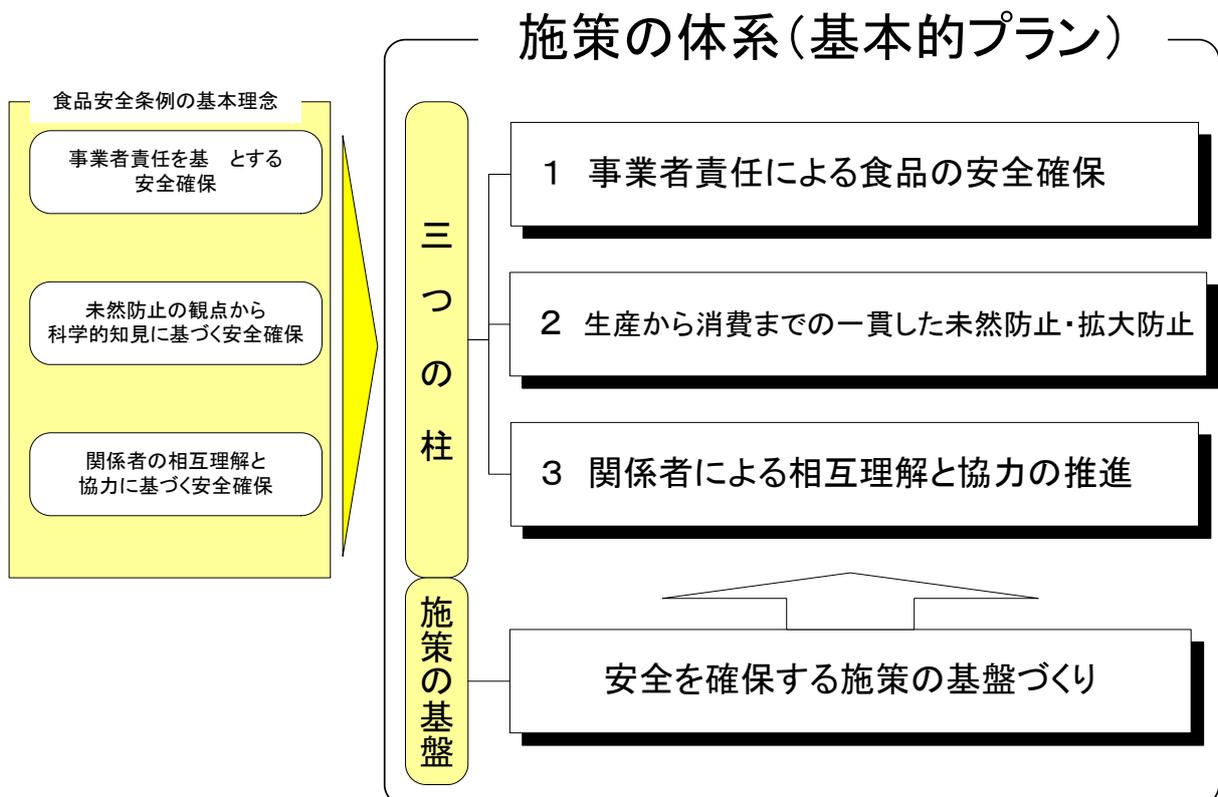
第2 都における食品の安全確保施策の体系（基本的プラン）

1 施策体系の考え方

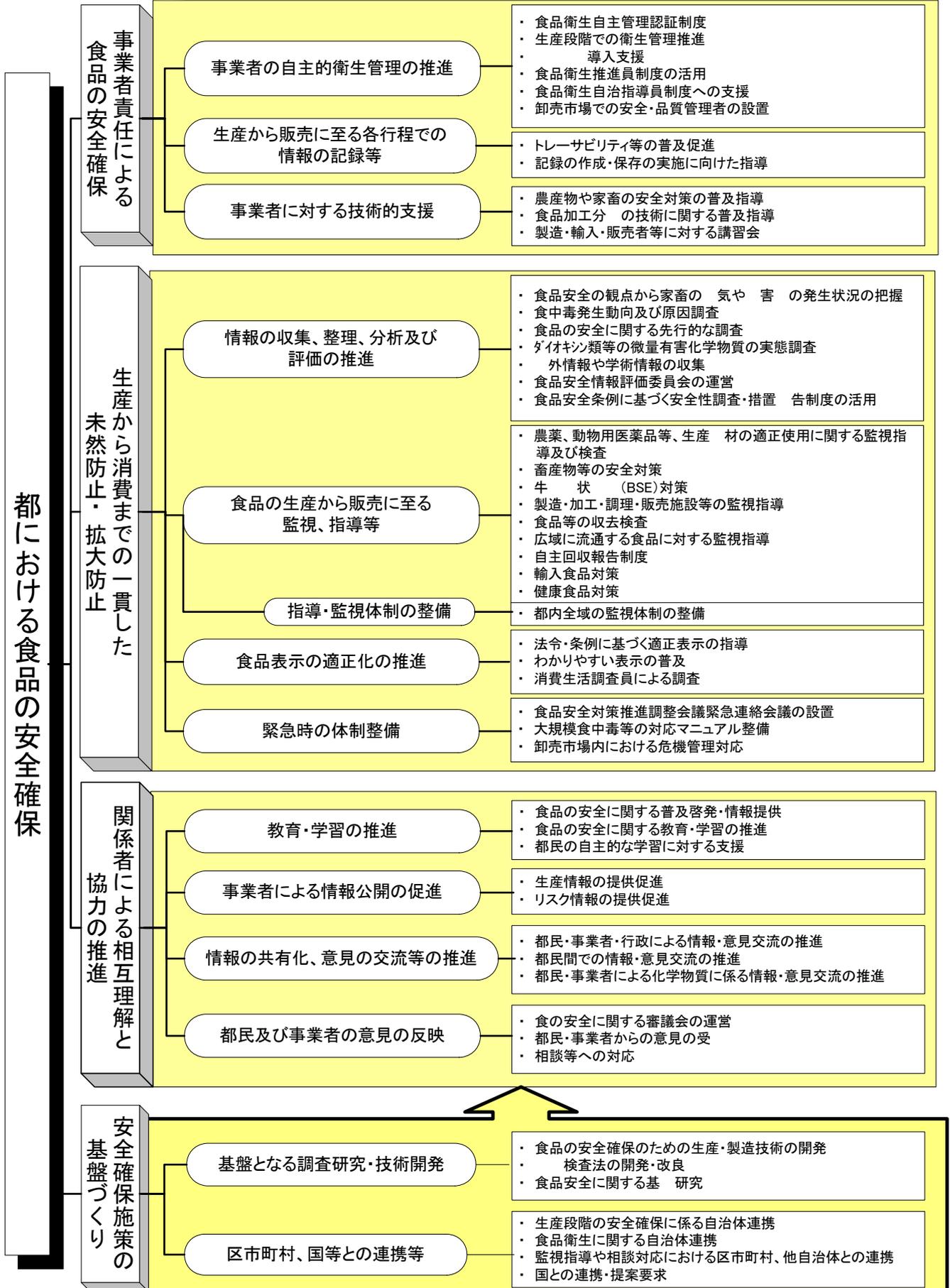
第1で触れたとおり、本計画では食品安全条例の基本理念を踏まえ、下図の3つの事項を「施策の柱」として体系化すべきものとする。

また、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携などの施策を3つの柱を支える「基盤」と位置づけるとともに、すべての施策について、その課題及び解決に向けた方向性を明らかにしておく必要がある。

なお、こうした考え方にに基づき、現在及び今後都が進めていく施策について、総合的な体系、課題および対応をとりまとめると、次ページ以降のように整理されるものと考えられる。



食品安全確保施策の総合的な体系



2 体系化した各施策の現状、課題及び対応

1 事業者責任による食品の安全確保

食品の供給には、生産・製造事業者はもとより、輸入、保管、運搬、販売、調理など様々な食品関係事業者が関与している。都民に安全な食品を提供するためには、こうした食品の供給にかかわるすべての事業者がその安全確保に向け、積極的に取り組むことが必要である。

このため、都は、食品の生産から販売にいたる各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組が一層促進されるよう、各種の施策を進めていく必要がある。

1 事業者の自主的安全管理の推進

【現状と課題】

東京都食品安全条例では、その基本理念の一つとして「事業者責任を基礎とする安全確保」を掲げ、あわせて自主的な衛生管理の推進をはじめとする事業者の責務を規定している。しかし、生産者を含め、各事業者の取組には格差があるのが現状であり、生産から販売に至るすべての段階での積極的な取組をより一層推進していく必要がある。

【対応】

- 基礎的な衛生管理を推進するため、食品衛生推進員制度や食品衛生自治指導員制度など事業者及び事業者団体が自主的に実施する事業への必要な支援を行なっていく。
- 食品製造事業者への HACCP 導入の支援事業、食品衛生自主管理認証制度など、より高度な事業者による自主的な衛生管理の取組が客観的に評価され、事業者の社会的信頼が向上するような仕組みをより多くの業種を対象に構築していく。

【具体的な施策】

施策 1 食品衛生自主管理認証制度

施策 2 生産段階での衛生管理体制整備

- 施策3 HACCP 導入支援
- 施策4 食品衛生推進員制度
- 施策5 食品衛生自治指導員制度への支援
- 施策6 卸売市場での安全・品質管理者の設置

2 生産から消費に至る各行程での情報の記録等

【現状と課題】

食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明や消費者への情報提供のため必要な事項である。

現在、国産の牛肉については、生産情報の記録作成、保管、伝達が法で義務づけられている。また、食品衛生法において、事業者は仕入れ・販売に関する記録の作成と保存に努める旨が規定されており、事業者に対するより一層の指導・普及が必要とされている。

【対応】

- 法に基づく記録作成や保存の義務についての周知やトレーサビリティ等の導入に対する国の支援策などについて普及を図っていく。
- 記録の作成・保管について、その実施に向けた指導を強化していく。

【具体的な施策】

- 施策7 トレーサビリティの普及促進
- 施策8 記録の作成、保存の実施に向けた指導

3 事業者に対する技術的支援

【現状と課題】

食品安全基本法の制定、食品衛生法の抜本的改正など、食品の安全に関連する法の改正が頻繁に行われ、制度等の内容が分かりづらくなっている

また、新たな農薬や動物用医薬品の開発、製造・検査技術の高度化など、事業者が衛生管理を行ううえで、新たな技術や知識を習得するための支援が必要となっている。

【対応】

- 法制度の概要、法改正の内容等について事業者へ分かりやすく普及を図

っていく。

- 食の安全確保のため新しい製造・加工技術等の普及、指導を実施していく。
- 食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成を進めていく。

【具体的な施策】

施策 9 農産物や家畜の安全対策の普及指導

施策 10 食品加工分野の技術に関する普及指導

施策 11 製造・輸入・販売者等に対する講習会

2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

食品の安全確保は、その生産から消費に至るすべての段階で適切に実施される必要がある。

また、食品の安全に関する様々な情報や最新の科学的知見を収集・分析し、それら进行评估のうえ、健康への悪影響を未然に防止するための施策を国との役割分担を踏まえて進めていくことが必要である。

さらに、健康被害等が発生した場合に迅速・的確にその被害の拡大防止や再発防止を図る取組を進める必要がある。

1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

【現状と課題】

国では食品安全基本法に基づき内閣府に「食品安全委員会」を設置し、リスク評価を一元的に実施している。

一方、都においても、健康への悪影響の未然防止・拡大防止の観点から、都民に身近な自治体として、現場情報をはじめとする様々な情報をいち早くキャッチし、これらを分析して、大消費地東京における食品の安全確保に向けた施策を実施することが求められている。

【対応】

- さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広く収集していく。

- 収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映し、健康への悪影響の未然防止、拡大防止を図っていく。

【具体的な施策】

- 施策 12 食品安全確保の観点からの家畜疾病の検査や病害虫の発生状況の把握
- 施策 13 食中毒発生動向及び原因調査
- 施策 14 食品の安全に関する先行的調査
- 施策 15 ダイオキシン類等の微量有害化学物質の実態調査
- 施策 16 海外情報や学術情報の収集
- 施策 17 東京都食品安全情報評価委員会の運営
- 施策 18 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の運用

2 食品等の生産から販売に至る段階での検査、監視指導

【現状と課題】

都には、様々な国や地域で生産された食品が大量に流通されている。

こうした大消費地東京の地域特性に対応した効果的な監視指導を行うため、特別区と連携した都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導体制の整備、関係部署の連携による生産から販売に至るすべての段階での適切な対応が求められている。

【対応】

- 関係各局の連携によりフードチェーン全体を網羅した監視指導や検査を推進していく。
- 特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進していく。
- 農薬、抗生物質等の農林水産業における適正な使用方法の遵守を指導するとともに、食品添加物を使用する場合は、必要最小限とするよう指導を実施していく。

【具体的な施策】

- 施策 19 農薬、動物医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査
- 施策 20 畜産物等の安全対策
- 施策 21 牛海綿状脳症（BSE）対策
- 施策 22 製造・加工・調理・販売施設等の監視指導
- 施策 23 食品等の収去検査
- 施策 24 広域流通食品に対する監視指導
- 施策 25 自主回収報告制度
- 施策 26 輸入食品対策
- 施策 27 「健康食品」対策
- 施策 28 都内全域の監視体制の整備

3 食品表示の適正化の推進

【現状と課題】

食品表示に関連する法律は、食品衛生法以外にも J A S 法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項が複雑であるとともに、制度の改正が頻繁となっていることから、都民および事業者に分かりにくいものとなっている。このため、事業者に対する指導や都民に対する食品表示の正しい知識の普及を推進する必要がある。

【対応】

- 食品の表示に関する指導に係る関係局の連携を強化し、法令や条例等に基づく適正表示に向けた指導を徹底していく。
- 都民にとって分かりやすい表示方法の普及を図っていく。

【具体的な施策】

- 施策 29 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 施策 30 わかりやすい表示の普及
- 施策 31 消費生活調査員による調査

4 緊急時の体制整備

【現状と課題】

流通の大規模化、広域化などにより、食品に関連する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている。

こうした事態に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携協力体制の確立など、危機管理体制の構築が不可欠となっている。

【対応】

- 新たな知見や情勢の変化に対応したマニュアルを整備し、訓練などの検証を通じて実効性を確認し、必要に応じてその改定を実施していく。
- 卸売市場における危機管理マニュアルの制定並びに安全・品質管理者による危機管理体制の充実を図っていく。
- 予測困難な事態に迅速・的確に対応するため、推進調整会議の緊急会議を活用した関係各局の連携協力体制を整備していく。

【具体的な施策】

施策 32 食品安全対策推進調整会議緊急連絡会議の活用

施策 33 大規模食中毒等の対応マニュアル整備

施策 34 卸売市場内における危機管理対応

3 関係者による相互理解と協力の推進

食品の安全確保は、行政による規制だけで担保されるものではなく、事業者が安全な食品供給と情報提供を行い、都民は正確な情報に基づき合理的に商品を選択し、食品の保存や調理を衛生的に行うなど、それぞれの役割を果たしながら、お互いの取組への理解と協力に基づき推進されることが重要である。

こうした食品の安全に係わる関係者の理解と協力の推進に向け、都の積極的な取組が求められている。

1 教育・学習の推進

【現状と課題】

関係者が相互理解と協力を進めるためには、それぞれ食の安全に関する十分

な知識と理解が必要である。このため、都民に正しい知識と情報を利用しやすく、分かりやすいかたちで提供することが求められている。

【対応】

- 様々な広報媒体を通じた食品の安全に関する情報の提供、普及啓発の実施を進めていく。
- 地域、学校（社会福祉施設を含む）、家庭などで食品の安全に関する教育・学習を推進していく。
- 自主的な学習に取り組む都民へ、学習場所の提供などの支援を行っていく。

【具体的な施策】

- 施策 35 食品の安全に関する普及啓発・情報提供
- 施策 36 食品の安全に関する教育・学習の推進
- 施策 37 都民の自主的な学習に対する支援

2 事業者による情報公開の促進

【現状と課題】

食品の安全について都民の関心が高まる中で、生産履歴等の情報提供に対する要望が高まっている。

都民の事業者に対する信頼向上と相互理解に向け、食品の安全に関する情報の積極的な公表が求められている。

【対応】

- 事業者が所有している生産情報や自主回収などのリスク情報を広く都民に提供する施策を推進していく。

【具体的な施策】

- 施策 38 生産情報の提供促進
- 施策 39 リスク情報の提供促進

3 情報の共有化、意見の交流等の推進

【現状と課題】

食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるためには、関係者の中で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが必要である。

都はこれまでも食品保健懇話会の開催など様々な取組を行ってきたが、今後さらに、こうした意見の交流等を充実させることが求められている。

【対応】

- 様々な主体の組み合わせや手法による情報、意見の交流を推進していく。

【具体的な施策】

施策 40 都民・事業者・行政による情報・意見交流の推進

施策 41 都民間での情報・意見交流の推進

施策 42 都民・事業者による化学物質の環境影響に係る情報・意見交流の推進

4 都民・事業者の意見の反映

【現状と課題】

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、科学的な評価を踏まえるとともに、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要である。このため、都として広く都民・事業者の意見を聴き、それを的確に施策へ反映させていくことが求められている。

【対応】

- 各種審議会を通じた関係者への意見照会と施策への反映
- 食品の安全についても、引き続き「都民の声」制度や消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」を活用し、都民意見を反映
- 苦情・相談など日常業務を通じた意見聴取とそれらへの適切な対応

【具体的な施策】

施策 43 食の安全に関する審議会の運営

施策 44 都民・事業者からの意見の受付

施策 45 相談等への対応

4 安全を確保する施策の基盤づくり

1 基盤となる調査研究・技術開発

【現状と課題】

新たな農薬などの化学物質の開発、ウイルス性食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠をもって対策を講じることが求められている。

こうした科学的根拠を得るためには、検査・分析方法の開発など、安全確保対策の基礎をなす研究・技術開発の推進が求められている。

【対応】

- 検査法が確立されていない物質等の検査法の開発を進めていく。
- 現在の検査法について、より迅速により精密な検査結果が得られるような改良を行っていく。
- 食中毒のリスクを軽減するような製造・加工方法の開発を進めていく。
- 土壌中の有機塩素系農薬（ドリリン系農薬）の分解手法の検討など、基礎的な研究を進めていく。

【具体的な施策】

施策 46 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

施策 47 試験検査法の開発・改良

施策 48 食品安全に関する基礎研究

2 区市町村、国等との連携

【現状と課題】

都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたものであり、また、食品流通が広域化する中で、国および他の自治体との連携は食品の安全確保においてより重要な事項となっている。また、特別区をはじめ、都内の基礎的自治体である区市町村との連携も不可欠となっている。

【対応】

- 首都圏等の近隣自治体との定期的な会議の開催により情報交換・連携を図っていく。
- 日常的な業務を通じて、国および他の自治体との連携の強化を図っていく。
- 必要に応じて国への提案要求などを行っていく。
- 生産者を管轄する自治体を通じ、検査結果の情報提供を行うなど生産地との連携強化を図っていく。

【具体的な施策】

施策 49 生産段階の安全確保に係る自治体連携

施策 50 食品衛生に関する自治体連携

施策 51 監視指導や苦情相談対応における区市町村、他自治体との連携

施策 52 国との連携・提案要求

第3 重点的・優先的に取り組むべき事項（戦略的プラン）

都では、従来より食品の安全を確保する施策は、その時々課題に的確に対応すべく策定され、着実に推進されてきたところであり、これらの施策を、本計画では、総合的な体系として基本的プランで示すこととした。

一方、BSE問題に端を発した一連の食品の安全を揺るがした事件を契機に、わが国では「リスク分析」の考え方を導入した食品安全基本法が制定されるなど、食品の安全確保に対する考え方が一新された。

都においても、このような考え方を取り入れて食品安全条例を制定し、その中で、特に事業者責任の明確化、リスク分析の考え方に基づく未然防止策、食品の安全・安心に対する理解を深めるためのリスクコミュニケーションの必要性など、新たな食品安全確保対策の基本的な方向性を明らかにしたところである。

このようなリスク分析の考え方や食品安全条例に示された基本的な方向性に照らして、現状の課題を分析すると、「事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立」、「未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」、「関係者による食品の安全に関する共通認識の醸成」が都における当面の重点課題であると考えられる。

本計画においては、こうした「重点課題」を効果的に解決するための対策を「戦略的プラン」と位置づけ、今後、5年間で取り組むべき具体的な計画を策定して、積極的な推進を図っていくことが必要である。

これらのことを踏まえて、都が取り組むべき重点課題及び戦略的プランは、次のように整理されるものとする。

1 現状を踏まえた重点課題

(1) 事業者の自主的な取組の促進と都民からの信頼の確立

食品の安全確保は、事業者が第一義的責任を有していることを認識し、その責務を遂行することにより、推進されなければならない。このため、生産から販売にいたるすべての事業者が、自主的な安全確保や生産情報の提供などを積極的かつ継続的に進め、都民の信頼が得られるような施策を重点的に展開していく必要があると考える。

① 食品の安全管理水準と事業者の社会的信頼の向上

事業者による自主的な安全管理に関する取組は、都民から見えにくく、評価される機会が少ないのが現状である。このため、事業者の自主的な取組により食品の安全管理が向上し、その努力が客観的に評価され、社会的信頼が得られるような施策を推進していく必要がある。

② 都民の安全・安心の実感

都内で消費される食品の多くは、他の県や国外で生産・製造されたものであり、都民にとって生産者・製造者と顔が見えない関係であることが、食に対する不安や不信の要因の一つにもなっている。

こうした状況の中で、都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。

(2) 未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

都における食品の安全確保は、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」ために実施されなければならない。このため、食品による健康への悪影響の未然防止や、事件・事故が発生した際の拡大防止の観点から施策を進めることが重要であると考えられる。

① 的確な情報収集と適切な対応

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、食品の安全に関する情報を収集し、適切に評価したうえで、その結果を速やかに施策へ反映させるシステムの整備と時期を逸することなく都民に情報提供することを、基本的な事項として推進することが重要である。

② 顕在化しているリスクへの迅速な対応

食品による健康への悪影響が発生した場合に、原因究明や有害食品の排除など、迅速な対応により被害の拡大を最小限にとどめることは、大消費地である東京においては重要課題であり、事故発生時に緊急対応を図る体制整備の強化が不可欠である。

また、健康被害との関係が報告されるなどリスクが顕在化している「健康食

品」については、重点的に安全対策を講じていく必要がある。

③ 効果的な検査、監視等の実施

現在、カロリーベースで6割を占めるにいたった輸入食品の増加や法改正による規制強化により、都が実施する安全を確保するための検査、監視等の対象も増大している。

このため、今後、都が食品の安全確保を推進する上で、輸入食品をはじめ広域に流通する食品に対する効果的な検査、監視等の実施が不可欠であり、特に平成18年までに実施される農産物の残留農薬基準等の改正（ポジティブリスト化）に対応した効果的な検査、監視等の実施は、当面の重要課題である。

また、農水産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなくそれらを使用する加工食品の安全確保を図るうえで特に重要であることから、生産や採取段階における農薬等の適正使用対策などを積極的に推進する必要がある。

(3) 食品の安全に関する共通認識の醸成

今後の食品安全行政は、リスク分析の考え方にに基づき進められる。なかでも、関係者間のリスクコミュニケーションは、そのひとつの構成要素であり、都民に身近な自治体として、積極的に推進していく必要があると考える。

① 食の安全に対する理解と情報共有化の推進

食品の安全を確保するうえで、都、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことが最も重要なことである。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが、食の安全について正しく理解し考えることができるよう学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要がある。

また、関係者が相互理解を深めるためには、情報の共有化が不可欠である。都民が食品に関する情報を得るうえで、最も身近な制度である「食品表示制度」を活用することで、正確な情報の記載と都民による正しい理解を推進し、情報の共有化の観点から有効に制度が機能する施策を進めていく必要がある。

② 共通認識と合意形成の推進

関係者の相互理解と協力を進めるためには、行政や事業者が一方的な情報提供を行うだけではなく、関係者間で相互に情報や意見の交流を行い、共通認識や施策に対する合意形成を図っていくことが必要である。

特に、食品の安全に「絶対」はないという共通認識のもとに、関係者がそれぞれの役割を担うとともに、相互の取組を理解し、協力し合うことが必要である。

現在、様々な実施主体により“リスクコミュニケーション”の取組が進められているが、その中には、単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる。

こうしたことから、都としてリスクコミュニケーションのあり方を検討し、関係者間での共通認識の醸成と信頼関係の確立に向けた効果的な施策を展開していく必要がある。

2 戦略的プランの考え方

都における重点課題を踏まえ、本計画においては、①食品の安全確保を促進させるプラン、②健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン、③安全をみんな考え安心を育むプランの三つの戦略的プランを示し、計画の実施期間である5か年の間に一定の成果が得られるよう、具体的な目標を明確にして着実な推進を図るべきと考える。

(1) 食品の安全確保を促進させるプラン

自主的な安全管理への取組や、食品の安全に関する情報提供など、食品安全条例に掲げる事業者責務の遂行を促進させる。また、そうした事業者の自主的な取組や生産情報を都民に提供する制度の普及を図り、都民が事業者の取組を理解し、合理的に食品を選択できる環境を整備する。

プラン1 東京都食品衛生自主管理認証制度の充実

事業者が自ら実施する衛生管理が都の定める基準を満たしていると認められる施設を認証し、広く都民に公表する制度である「食品衛生自主管理認証制度」の充実を図っていく。

【具体的な施策】

- 認証の対象となる業種の拡大を図る（認証基準の設定を行う）
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 認証を行う指定審査事業者への指導により制度の適正運用を図る

プラン2 東京都生産情報提供食品事業者登録制度の促進

食品の生産情報の提供に積極的に取組む事業者とその食品を登録するとともに、食品に登録マークを表示することで都民が食品を購入する際の目安を提供する「生産情報提供食品事業者登録制度」の推進を図っていく。

【具体的な施策】

- 登録事業者数の拡大を図る
- 事業者・都民への制度の周知、普及を図る
- 他団体及び他道府県で実施されている同趣旨の事業との相互認証など、連携を推進する。

(2) 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の生産から消費に至る各段階において、食品の安全確保に関する情報を集積し、評価し、速やかに施策に反映させていく。また、重大な健康被害のおそれが発生した場合において迅速・的確に対応できる体制を確立する。さらに、法違反や有害な食品等に関する情報提供により、都民の合理的な消費行動を醸成する。

プラン3 食品の安全に関する情報の収集、情報の評価及び施策への反映

食品の安全性に関する国内外の情報を広く収集及び整理し、科学的な知見に基づく分析を行う。さらに、その結果を踏まえ、重点監視や都民への情報提供など健康への悪影響の未然防止策を進める。

【具体的な施策】

- 食品の安全に関する情報を収集、整理し「食品安全情報レポート」の定期的な公表を行う。
- 食品の安全に関する各種調査研究の推進を図る。
- 収集された情報について「東京都食品安全情報評価委員会」により、科学的知見に基づいた評価を行う。
- 東京都食品安全情報評価委員会の評価結果などを踏まえ、未然防止に必要な施策を実施する。また、健康への悪影響の蓋然性・重大性の観点から迅速かつ的確な調査が必要とされる場合には、食品安全条例に基づく「安全性調査」を実施する。

プラン4 全庁的な危機管理体制の強化

すでにマニュアル化されている大規模食中毒の発生時やBSE発生時の対応に加え、今後予測される食品の大規模事故等の発生時に備えた危機管理体制を構築し、事件・事故発生時において健康被害等の拡大防止を図る。

【具体的な施策】

- 食中毒調査マニュアルなど既存のものに加え、重大かつ大規模な事件・事故発生時における対応マニュアルを整備する。
- 新たな危害の発生等、状況の変化に応じたマニュアルの見直しを行う。

プラン5 輸入食品の安全確保対策の充実

広域かつ大規模に流通する輸入食品の安全確保対策の充実を図る。

【具体的な施策】

- 輸入食品専門監視班（健康安全研究センターに設置）による監視指導の実施
- 放射線照射食品の検査法開発など、諸外国での生産・製造情報に基づく効果的な検査の実施

プラン6 農産物の生産段階における指導の充実

食品の安全管理のスタート地点である農林水産物の生産・採取段階において、確実かつ着実な安全対策を図ることにより、生産から消費まで一貫した安全確保を推進する。

【具体的な施策】

- 安全な農産物を生産するため、栽培中の作物や土壌中の残留農薬の分析を行い、農薬の適正使用などに関する指導の充実を図る。

プラン7 効果的な検査、監視指導の実施

平成18年までに実施される農薬及び動物用医薬品のポジティブリスト化にあわせて効果的な検査、監視指導を実施する。

【具体的な施策】

- 輸入食品をはじめ使用されている農薬など生産情報の収集を図る。
- 生産情報に基づき重点的に検査すべき農薬等を選定するなど、効果的な検査を実施し、違反食品等の排除を図る。

プラン8 「健康食品」の安全対策の充実

近年、健康被害の事例が多数報告されている「健康食品」に対する取組を推進し、法令に違反するものなど不適切な製品の排除を図る。また、都民に正しい情報・知識を普及することにより、被害の未然防止を図る。

【具体的な施策】

- 試買調査の実施による法違反品の摘発、排除を図る。
- 調査結果や健康被害発生状況などの情報提供により、都民への注意喚起を行うとともに、都民が合理的な商品選択ができるよう、正しい知識の普及啓発を図る。
- 「健康食品」を取扱う事業者への講習会を実施し、法令等の周知を図る。

(3) 安全をみんなで考え安心を育むプラン

食品の安全に関する教育や情報の共有化を推進し、リスクコミュニケーションを実施するための基盤づくりを進める。また、さまざまな手法によるリスクコミュニケーションの試行を通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を醸成し、安全確保に向けた取組に相互に協力することにより、都民が安心して食品を消費できる環境づくりを進めていく。

プラン9 リスクコミュニケーションの推進

都・都民・事業者など関係者により、食品の安全に関する情報・意見の交流を通じて共通認識と合意形成を積重ねていくための手段である「リスクコミュニケーション」を推進する。

【具体的な施策】

- 都民、事業者等の関係者により、都におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討する。
- あり方の検討結果を踏まえ、リスクコミュニケーションのパイロット的な取組を進めることにより、関係者との理解と協力を推進していく。

プラン10 食品の安全に関する「食育」の推進

関係者によるリスクコミュニケーションを進めるためには、都民一人ひとりが食に関する様々な体験を通じて、食品の安全について考えることができる環境が整っていることが必要である。

こうした環境を整備するため、食品の安全に関する「食育」の推進を図る。

【具体的な施策】

- 関係各局の連携により、地域・学校・家庭における食品の安全に関する食育の推進を図る。なお、児童から高齢者に至る各年齢層で求められる内容に考慮して施策を実施する。

プラン11 情報の共有化の観点から「適正な食品表示の推進」

食品表示は、食品の安全に関する情報を共有するための、有効な手段である。そのため、事業者から正確な情報が発信されるとともに、都民がその内容を正しく理解することが必要である。

そこで、事業者に対する法を遵守した適正表示の推進と、都民に対する表示の正しい知識と理解を促進するための施策を進めていく。

【具体的な施策】

- 講習会等を通じて、各事業施設で適正表示推進の“核”となる人材を育成する。
- 都民への食品表示の意味や意義に関する普及啓発を推進する。

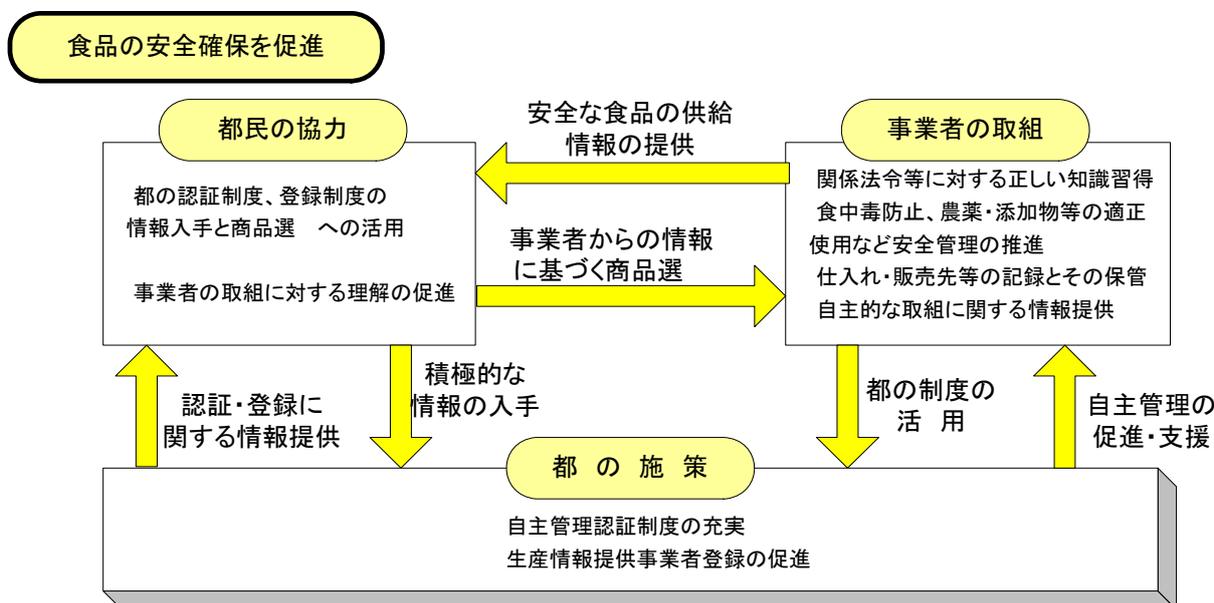
3 関係者との協力・連携の考え方

食品の安全確保は、行政の取組だけで実現されるものではない。都の戦略的プランをより着実に推進し、その目的を達成するためには、すべての都民及び事業者が日常生活や事業活動のなかで都の施策へ協力し、積極的な参加を進めることが必要であると考ええる。

このため、戦略的プランの推進にあたっては、都の考え方を明らかにするとともに、都民及び事業者など関係者が食品の安全確保に向けた取組や協力を進めるための指針となるような考え方を計画の中で明示することが必要である。

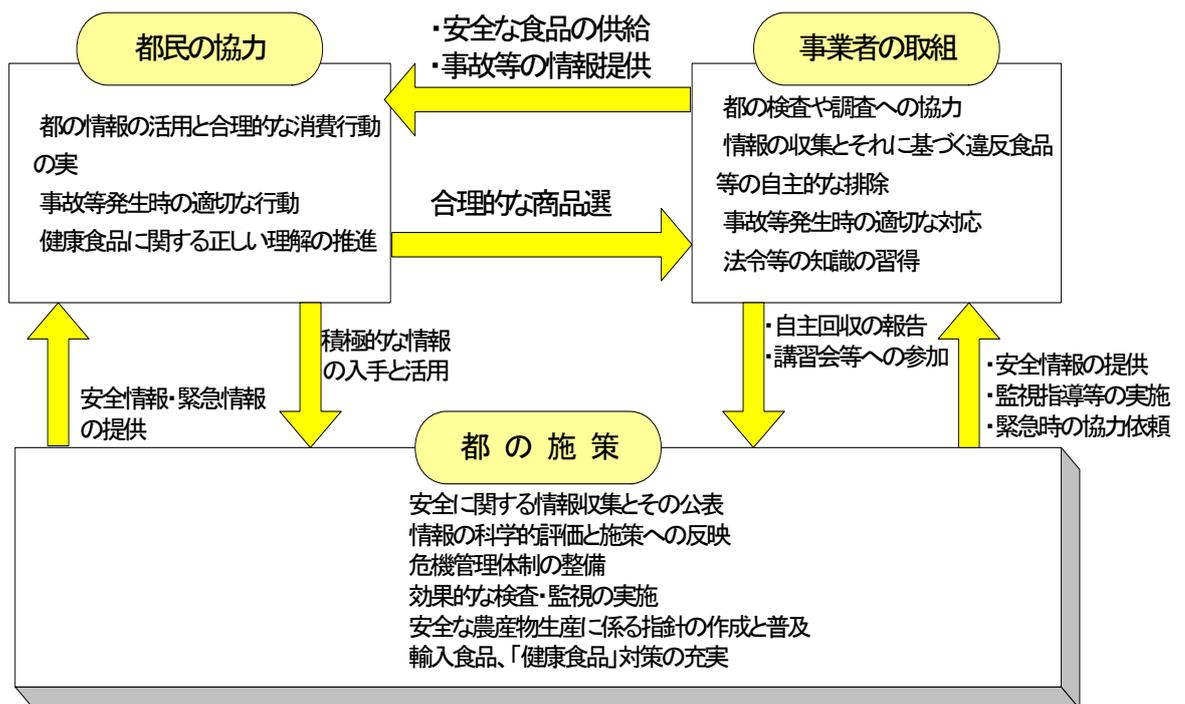
なお、各戦略的プランにおける関係者の役割や協力のあり方については、次のように整理されるものとする。

1 食品の安全確保を促進させるプラン	
都の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主的な安全管理や情報提供を促進する施策の推進 ・食品衛生自主管理認証制度の促進 ・生産情報提供事業者登録制度の普及
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に対する正しい知識の習得 ・食中毒防止をはじめとした自主的な安全管理の推進 ・農薬、動物用医薬品、添加物等の適正使用の推進 ・仕入れ、販売先の記録、安全管理の状況に関する記録を行うとともに、その保管の促進 ・自主的な安全管理への取組に関する積極的な情報提供 など（都の制度の活用など）
都民の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・都の認証制度や登録制度に関する情報を商品選択へ活用 ・事業者が提供する生産・製造情報の入手と事業者の取組に対する理解の促進 など



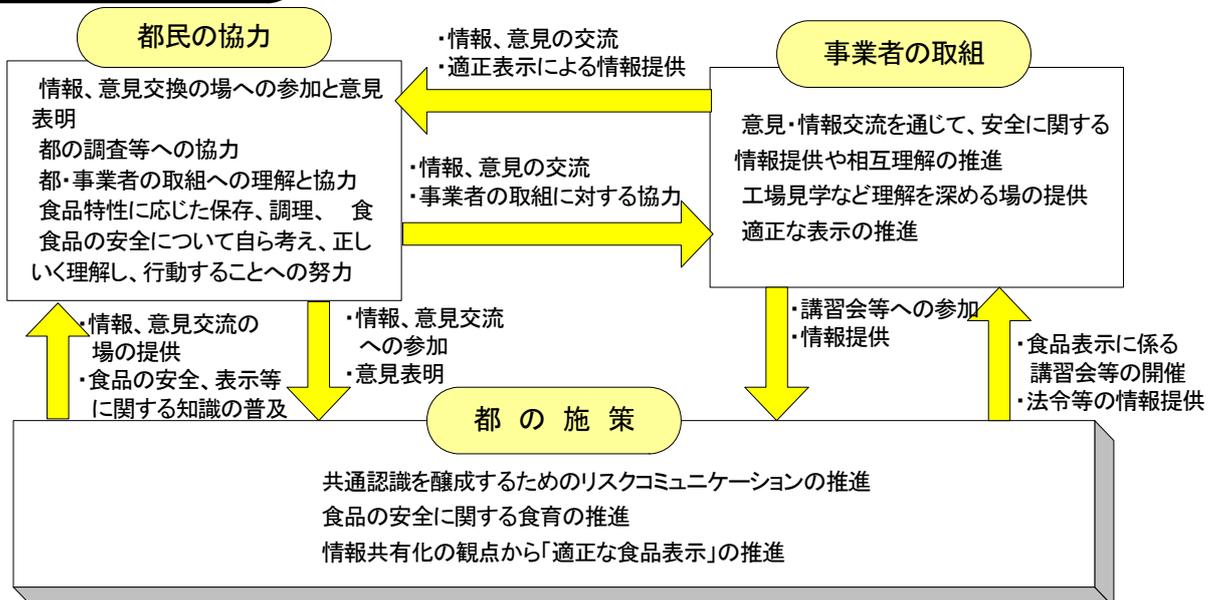
2 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン	
都の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する情報収集とその提供 ・情報の科学的評価と施策への反映 ・危機管理体制の整備 ・効果的な検査、監視指導の実施 ・輸入食品や「健康食品」対策の充実
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・都が実施する調査や検査への協力 ・食品の安全に関する情報の収集と違反食品等の自主的な排除 ・事件、事故等の発生時における迅速かつ適切な対応 ・海外等での生産・製造方法の確認と法の規格・基準への適合の確認 ・安全な農産物の生産方法に関する指針の積極的な導入 ・「健康食品」をはじめ食品等に関する法令等の知識習得 など
都民の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・都が公表する情報の活用と合理的な消費行動の実践 ・事件、事故発生時における正確な情報に基づく適切な行動 ・「健康食品」に関する正しい理解の推進 など

健康への悪影響を防止し安全を先取り



3 安全をみんなで考え安心を育むプラン	
都の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の共通認識を醸成するためのリスクコミュニケーションの推進 ・食品の安全に関する食育の推進 ・情報共有化の観点から「適正な食品表示」の推進
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・都民との意見、情報の交流を通じて、食品の安全に関する情報提供や相互理解の推進 ・工場見学や体験農園など都民が食品に対する理解を深める場の提供 ・食品表示に関連する法令の正しい知識の習得 (都が実施する講習会等への積極的な参加など) ・各施設において適正な食品表示を推進する人材の育成 ・食品表示に関する消費者からの問い合わせへの適切な対応など
都民の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・都や事業者との情報、意見交換の場への積極的な参加と意見表明 ・都が実施する調査等への積極的な協力 ・食品の安全確保に向けた都や事業者の取組への理解と協力 ・食品の特性に応じた適切な保存、調理、喫食などの実践 ・食品の安全について自ら考え、正しく理解し、行動することへの努力 など

安全をみんなで考え安心を育む



戦略的プランの概要

戦略的プランの具体案

現状の重点課題

事業者の自主的な取組促進と都民の信頼確立

○ 安全管理水準と社会的信頼の向上

- ・事業者の取組は都民から見えにくく、評価される機会が少ない
- ・安全水準の向上と社会的信頼が得られる施策が必要

○ 都民の安全・安心の実感

- ・生産者と都民の顔の見えない関係が不安の一因
- ・生産情報を提供しようとする事業者を都民が容易に知ることができる制度の普及が必要

未然防止・拡大防止に力点を置いた施策充実

○ 的確な情報収集と適切な対応

- ・食品の安全に係る情報を収集、分析し、施策へ反映させる継続的な取組が必要

○ 顕在化しているリスクへの迅速な対応

- ・事件、事故発生時の迅速、的確な対応を行う体制づくりが必要
- ・「健康食品」などリスクが顕在化しているものへの対応が必要

○ 効果的な検査、監視等の実施

- ・輸入食品をはじめ広域流通食品の安全確保が重要
- ・農産物の残留農薬基準の改正（ポジティブリスト化）にあわせた効果的な検査等の実施が必要
- ・農林水産物の生産・採取段階で食品の安全確保の観点から対策の充実が必要

食品の安全についての共通認識の醸成

○ 食の安全に対する理解と情報共有の推進

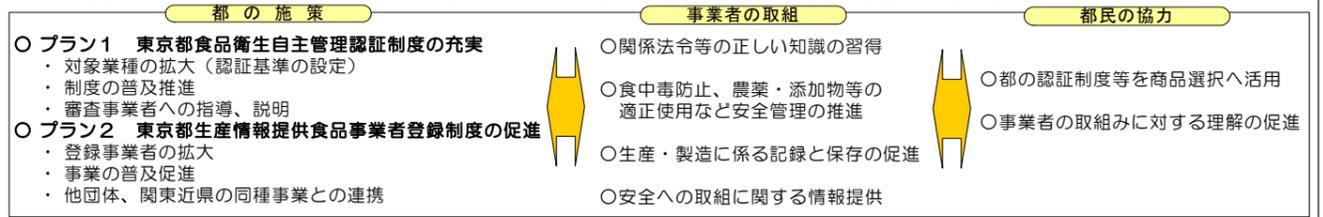
- ・都民一人ひとりが安全について正しく理解し、考えられることが必要
- ・情報共有の観点から「表示制度」の活用が必要

○ 共通認識と合意形成の推進

- ・情報や意見の交流による関係者間で共通認識の醸成が重要

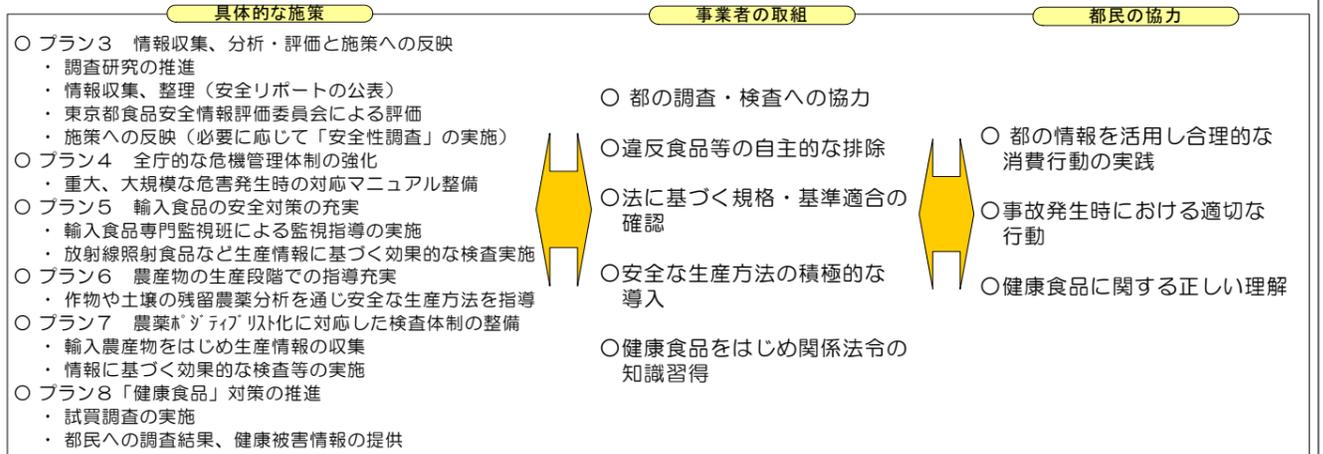
◆ 食品の安全確保を促進させるプラン

自主的な衛生管理の推進や生産情報の提供など条例に掲げる事業者責務の遂行を促進する施策を充実



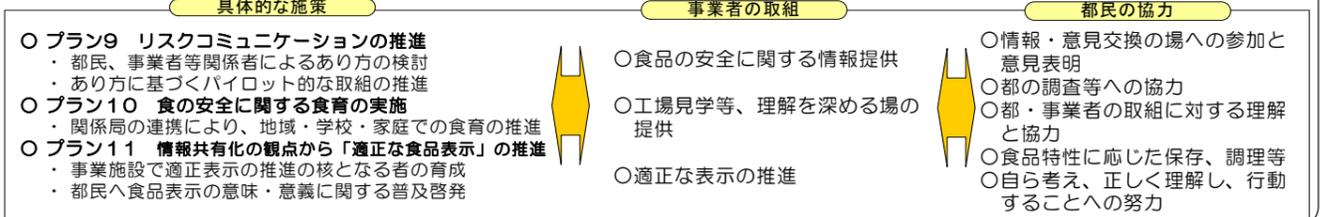
◆ 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りするプラン

生産から消費に至る安全確保と重大な健康被害のおそれがある場合に迅速・的確に対応できる体制を確立



◆ 安全をみんなで考え安心を育むプラン

リスクコミュニケーションを通じて、都・都民・事業者が食品の安全に関する共通認識を造成し、相互協力を推進するための基盤づくり



第4 計画の実現に向けての考え方

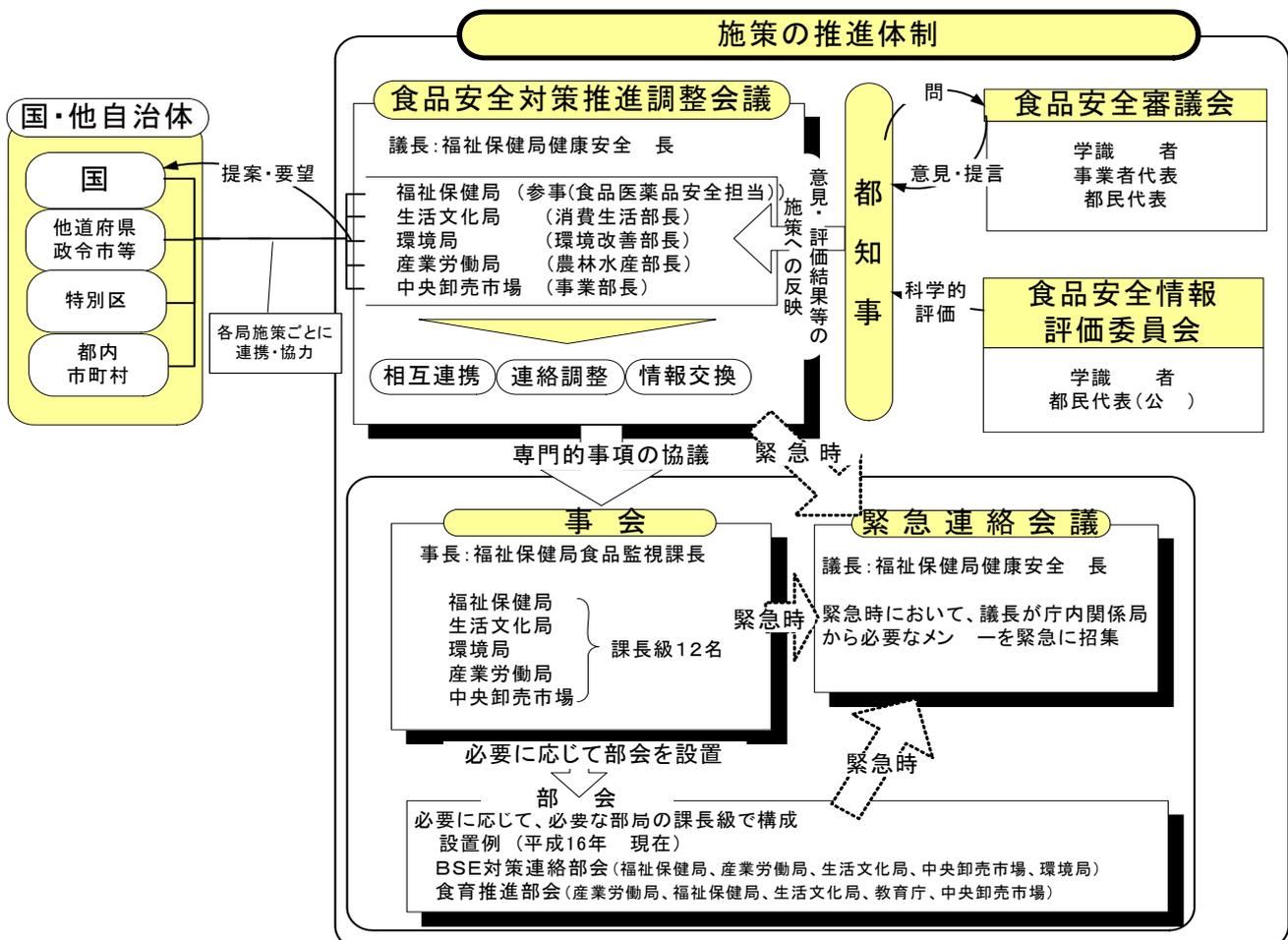
第1で示した考え方とおおり、施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、計画を定期的に検証し、見直しを行っていく必要がある。こうした考え方に基づき、本計画の実現に向けて都が取り組むべき事項は次のように整理できるものとする。

1 施策の推進体制

食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係各局の適切な連携を図っていくことが求められている。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが必要である。

また、都内に流通する食品の多くが海外や他道府県で生産・製造されたものであることから、関係各局において国や他自治体との連携を積極的に推進していくことにより、都における生産から消費に至る一貫した食品の安全確保を図っていくことにも配慮が必要である。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用するとともに、「食品安全情報評価委員会」における科学的評価を踏まえ、科学的根拠に基づいた適切な未然防止策を推進していくことが必要である。



2 計画の推進と検証

本計画を着実に推進していくために、第3に掲げた戦略的プランを中心に、その進ちよく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。また、把握した進ちよく状況は、年度ごとに食品安全審議会へ報告していくとともに、計画の中間年度において、施策の体系の現況とあわせて広く都民に公表していく必要がある。

今日、食品の安全に関する問題は、現時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、また、より高度な製造技術の進展、さらには、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩、国内外の諸状況によって大きく変化する。このため、本計画については5年後に次期計画を策定し、計画期間の途上において、改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき、あらためて食品安全審議会への諮問など所要の手続きを行う必要がある

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、不可欠な要因である。本計画を着実に進行していくため、全庁的な推進体制の充実を図りながら、都が行うすべての施策を、本計画に示された考え方にに基づき、食の安全を取巻く状況を十分に考慮して策定、実施していく必要がある。

附 属 资 料

1 用語説明

1. 法令関係

景品表示法

懸賞・景品付販売と欺まんの表示・広告（優良誤認）によるもの等を規制対象とし、これらを適切かつ迅速に規制するため、独占禁止法の規制手続きの特例を定めて公正な競争を確保し、消費者の利益を保護することを目的とした法律。

食品関係の違反としては、アブラガニをタラバガニと表示したものや、輸入の塩を沖縄の天然塩と表示したものが優良誤認として処分等がされている。

健康増進法

健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るため平成14年8月に制定。それまで栄養改善法で規定されていた栄養表示等について、健康増進法に引継がれた。

食品に関連するものとして、

- ① 特別用途食品（乳幼児、妊産婦、病者用など特別の用途に適する旨を表示する食品）の厚生労働大臣による許可
- ② 特定保健用食品（おなかの調子を整えるなどの特定の保健の目的が期待できる旨を表示する食品）の厚生大臣による許可
- ③ 栄養成分や熱量に関する表示（高カルシウムやカロリーオフなどの表示）をする場合の基準
- ④ 健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示禁止などを規定している。

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

消費者の商品選択に役立てるため、品質に関する表示について、製造者、輸入者、販売者が守るべき基準を定めた法律。

具体的には、

- ① 生鮮食品の原産地、加工食品の原材料等の「品質表示基準」
- ② 厚生労働省において安全性が確認された遺伝子組換え食品を使用しているものなどの「遺伝子組換え食品の品質表示基準」
- ③ 有機農産物、有機農産物加工食品に係る「有機」、「オーガニック」等の表示などを規定している。

食品衛生法の抜本的改正

国民の健康保護のための予防的観点に立った対応、事業者による自主管理の推進、農畜水産物の生産段階の規制との連携の視点から平成 15 年 5 月に抜本的な改正が行われた。

具体的には、①農薬等の残留規制の強化など規格基準の見直し ②都道府県等による食品衛生監視指導計画の策定等の監視・検査体制の強化 ③大規模食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査要請等の事故対応の強化 ④表示義務違反等の罰金額引き上げなど罰則の強化などの改正が行われた。

食品安全基本法

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成 15 年 5 月に制定。

この法に基づき、「食品健康影響評価」を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されている。「食品健康影響評価」に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施する。また、情報の公開、関係者相互間の情報・意見の交換の促進についても規定されている。

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律。

有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料を供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定している。

農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みとなっている。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果をもとに、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用に関する基準が定められている。

肥料取締法

肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に

資することを目的とした法律。

肥料について、その種類毎に含有すべき肥料成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項（粒度や原料）が必要に応じて規定されている。

薬 事 法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律。

いわゆる健康食品などに「疾病の診断、治療又は予防に使用する」又は「身体の構造又は機能に影響を及ぼす」という目的性を持たせれば医薬品に該当することになり、医薬品としての承認・許可を得ていない無承認無許可医薬品として薬事法の違反となる。

また、抗生物質等の動物用医薬品の販売・使用に関する規制についても規定されている。

2. 制度関係

安全・品質管理者（SQM：Safty & Quality Manager）（★都独自の制度）

中央卸売市場における食品の安全性を確保するための事業、市場構成員・団体が行う自主的な衛生管理、環境の確保・改善に関する取組などの推進役として、中央卸売市場、卸売業者並びに仲卸業者の組合それぞれが選任する者をいう。

SQMは、市場内の衛生・環境水準の向上に向けた普及啓発に関することや、人の健康を損なうおそれのある物品等の排除・回収に関することなどを職務とする。

記録の作成・保存

食品に係る事件や事故が発生した場合に、その原因を調査したり、回収などの拡大防止を図るために、その食品の原料の仕入れ、製造方法、出荷先などに関する記録が行われ、保存されていることが求められる。

このため、食品衛生法では平成15年5月の改正において、事業者にこうした記録の作成と保管に努めるよう規定を設けている。

また、こうした記録を行い、保存することは、食品の生産・製造履歴などを公開するうえでの資料としても不可欠であることから、今後、生産から販売にいたる各施設において積極的な取組を進める必要がある。

広域監視実施要綱、事務処理基準（★都独自の制度）

食品衛生法に基づく食品や事業施設の監視指導については、都は多摩地区を担当し、区部は特別区がそれぞれの区域を実施することとなっている。

一方、食品流通の広域化が進む中で、都及び特別区が個々に担当地域を監視するだけでは、事故等の未然防止・拡大防止が適切に図れないおそれがある。

このため、都と区が協力し、広域に流通する食品等の効率的な監視指導を実施するため、都区合意のもとに「広域監視実施要綱」を定め、都内全域における広域的な監視指導に係る役割分担を定めている。

具体的には、大規模製造業、輸入業、倉庫業などの広域流通食品を取扱う施設については、特別区内であっても都が監視指導を実施するなど、都区一体となった取組を進めており、その都区役割分担の詳細を「事務処理基準」で定めている。

自治指導員制度

(社)東京都食品衛生協会が、会員施設の食品衛生向上と自主的衛生管理の確立のために、設けている制度。現在、約7200名の自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員の施設（店）を巡回して、衛生管理の指導、許可・届出などの指導、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

消費生活条例の品質表示（★都独自の制度）

東京都消費生活条例第 16 条に基づき、消費者の商品選択にあたり内容を容易に識別し、適正に使用するために必要な場合、法で定める場合を除き商品別に「商品表示事項等」を指定できるとされている。

食品においては、この規定によりかまぼこ類のでん粉含有率や、カット野菜の加工年月日などが指定されている。

消費生活対策審議会（★都独自の制度）

都民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本的事項について調査審議してもらうために、消費生活条例に基づき設置される知事の附属機関。

消費者問題に理解の深い学識経験者や消費者代表、事業者代表などで構成され、消費者の選択や適正な使用・利用のために表示が必要な商品・サービスの指定・解除などにあたって、消費生活対策審議会の意見を聴くこととなっている。

消費生活調査員制度（★都独自の制度）

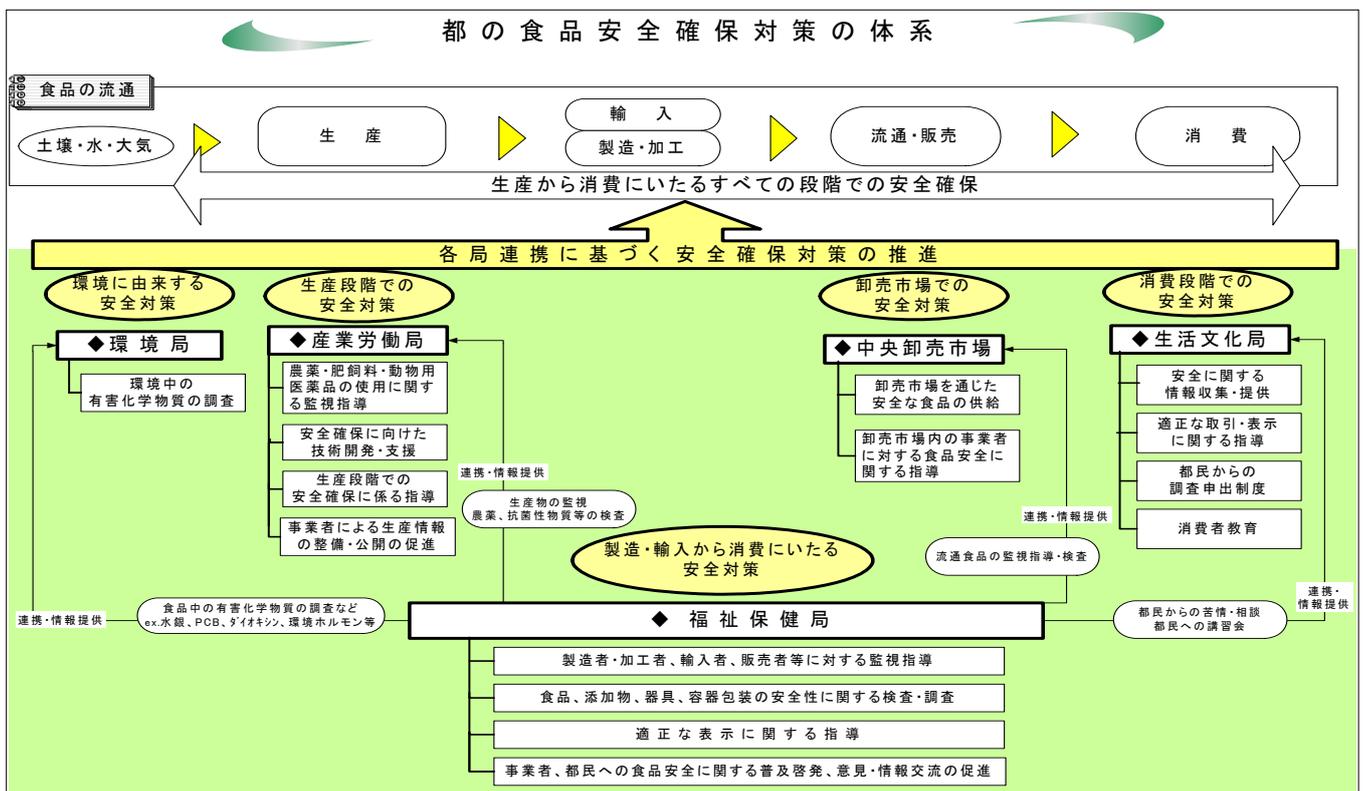
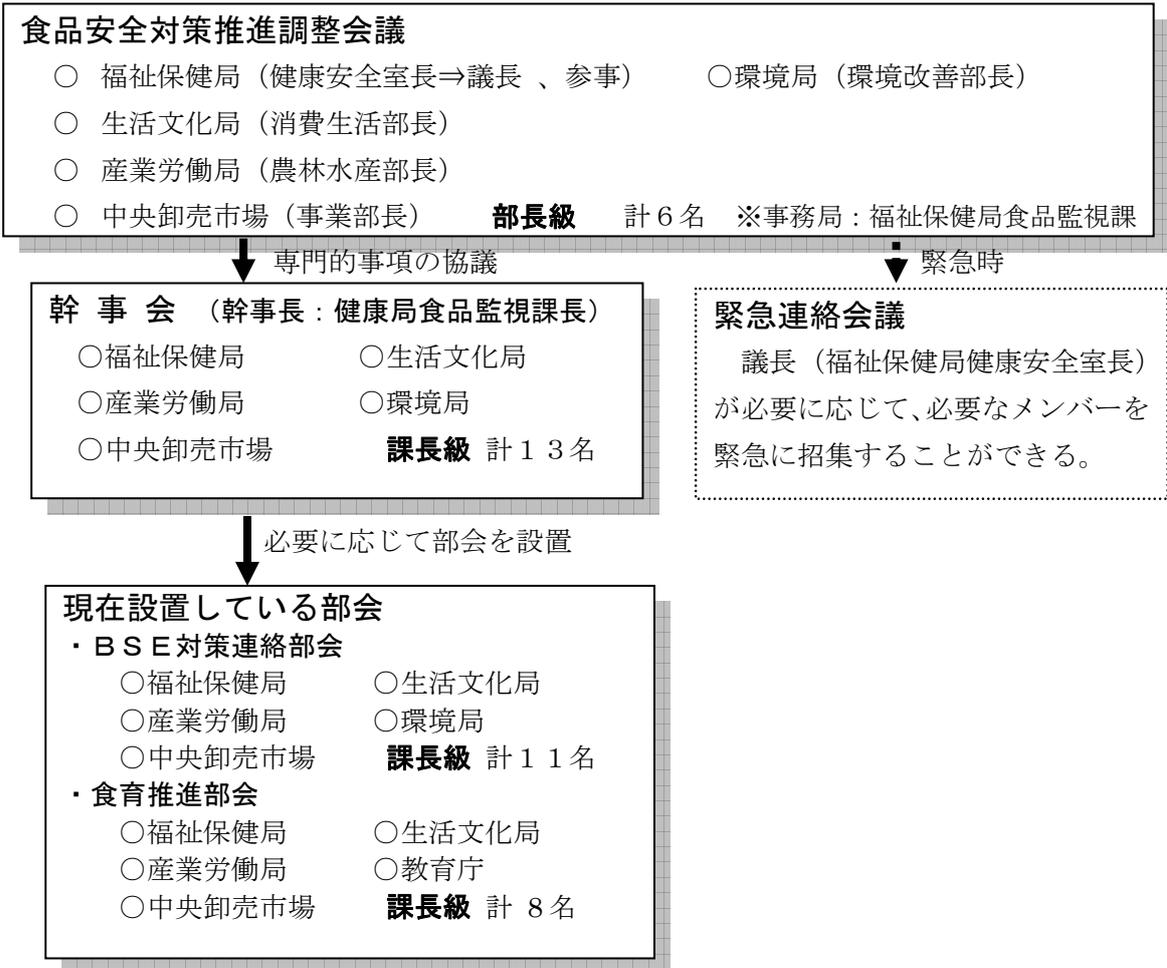
消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目調査、危害・危険に係るアンケート調査、また日常の消費生活行動で不審に感ずる事業行為等の報告を依頼し、その報告結果をもとに事業者指導などに活用する制度。

調査員は都内に住む 20 歳以上の方 500 名に委嘱しており、①生鮮食品や加工食品の表示状況などの調査をする品質表示調査に 200 人、②消費者誤認など不当な顧客誘引などに係る表示調査をする表示・広告調査に 200 人、③惣菜など計り売りしている食品等の量目を調査する計量調査に 100 人の調査員が活動している。

食品安全対策推進調整会議（★都独自の制度）

食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成 15 年 6 月に設置。福祉保健局、生活文化局、環境局、産業労働局、中央卸売市場の 5 局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、あるいは、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」がおかれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議が行われている。



食品安全情報レポート (★都独自の制度)

公表されている様々なリスク情報の中から、「東京都食品安全情報評価委員会」が都民に情報提供すべきものとして選定し、その概要をまとめたうえで、ホームページで公表しているもの。現在、ノロウイルス食中毒やいわゆる健康食品に関する課題などの情報を掲載している。

食品衛生自主管理認証制度 (★都独自の制度)

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を、都が指定する民間の審査機関が認証する制度。各施設で行われている衛生管理が、都の定める基準を満たしていると認められる施設を営業者からの申請により認証し、そのことを広く都民に公表することによって、営業施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。

平成 15 年 8 月 豆腐製造業、集団給食施設を対象に制度を創設

平成 16 年 1 月 申請受付を開始

平成 16 年 8 月 対象業種の拡大に向け、弁当・そうざい製造施設の認証基準決定



食品衛生推進員

食品関係営業者の自主的な活動を促進するため、平成 7 年 5 月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。都道府県や特別区等は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するもののうちから、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行なわせることができるとされている。

東京都では、現在 1 5 0 名の食品衛生推進員を委嘱し、各保健所における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、また、保健所事業に対する意見具申、地域の情報提供などにおいて活動している。

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営にあたる者として、条例により設置が義務づけられているもの。

食品衛生責任者は、栄養士、調理師などや知事が指定した講習会の受講終了者などの有資格者から選任しなければならない。

食品技術センター (★都独自の制度)

都内食品関連企業の振興に寄与することを目的に、平成 2 年 7 月に開設された組織。食品工業技術に関する試験研究、相談・普及指導、試験室貸出、共同研究、受託事業等を行っている。

生産情報提供食品事業者登録制度（★都独自の制度）

食品の生産等の履歴情報を積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、事業者は食品に登録マークを表示するなど、都民に商品選択の目安を提供するための制度として、平成16年4月から登録を開始している。



総合衛生管理製造過程

食品の製造・加工の方法について、HACCPシステムを法的に位置付けた制度。

この制度は、営業者がHACCPシステムの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造・加工の方法及びその衛生管理の方法について国に申請し、承認基準に適合することが確認されれば、厚生労働大臣により承認されるもの。

なお、承認の対象となる食品が決められており、現在（平成16年7月末現在）で①乳・乳製品 ②食肉製品（ハム・ソーセージなど） ③清涼飲料水 ④魚肉ねり製品（かまぼこ、魚肉ソーセージなど） ⑤容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰、レトルト食品など）が規定されている。

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいう。

都では、この条件を満たした農産物を認証する制度を設けており、認証を受けた農産物には認証マークをつけて出荷することができる。これにより、有機農業の拡大と特別栽培農産物の信頼性の向上、都民の商品選択への活用などを図っている。

と畜検査

獣畜（牛、馬、豚、山羊、羊）を食用に供する際に、都道府県等により実施される検査。と畜場法により、処理される獣畜の1頭1頭すべてについて獣医師であると畜検査員が、疾病の有無等を検査することが義務づけられており、疾病に罹患しているものは廃棄等の措置がとられる。

なお、牛に関するBSE検査の義務づけも、この制度が根拠となっている。

都民の声（★都独自の制度）

都では、生活文化局をはじめ各局に「都民の声」窓口を設置し、都民からの提言、要望、苦情など、様々な意見を募集している。また、こうして寄せられた意見へは個別に回答するとともに、内容の集約、整理を行い、事務の改善などへの活用を図っている。

農業改良普及員

農業改良助長法に基づき各都道府県の地域農業改良普及センターに配置される技術者。都道府県が行う改良普及員資格試験に合格した者が任用され、直接農業者に接して農業生産方式の合理化、その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導などの業務にあたっている。

バイオテクノロジー応用食品のマークガイドライン (★都独自の制度)

遺伝子組換え食品やクローン牛等のバイオテクノロジー応用食品について、消費者が商品を適切に選択できるように、東京都独自のマークを定め、これを普及させることにより、見やすく、分かりやすい表示の推進を図るもの。このガイドラインは、都内で販売される遺伝子組換えに関する表示のある食品、受精卵クローン牛由来生産物（肉）に適用される。製造業者、加工包装業者、輸入業者、販売業者等に協力を求め、該当するマークを、見やすい場所に、見やすい大きさで表示することとなっている。

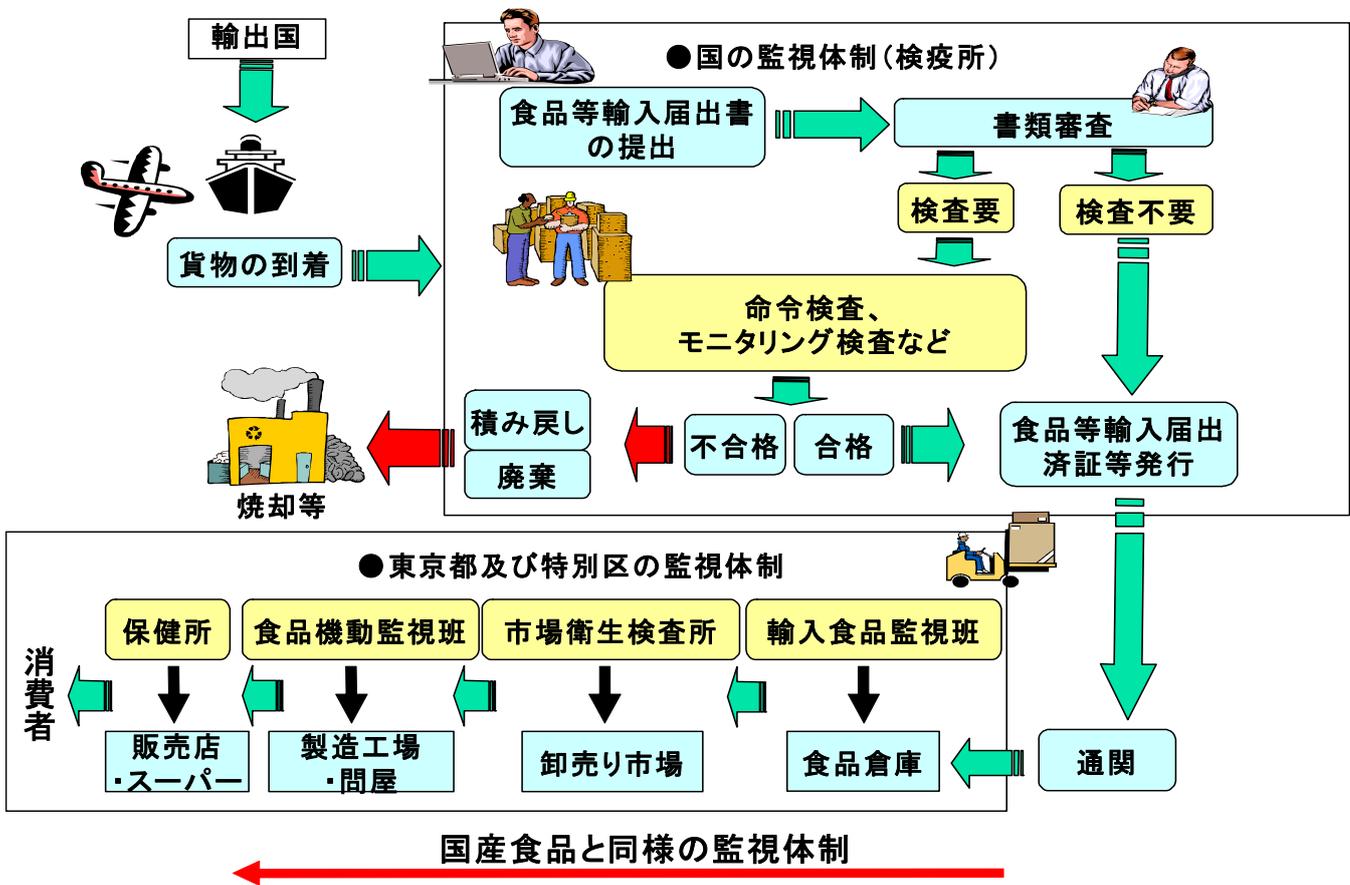


輸入食品対策における国と自治体との関係

食品を販売等の目的で輸入する場合には、国の検疫所に届出をすることが食品衛生法により義務づけられている。国では、この輸入届を受理し、書類審査や必要に応じて試験検査を実施し、輸入の適否を判断している。

検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通することになり、以降は各都道府県等が国産食品と同様に監視・検査等を実施している。

輸入食品の監視体制



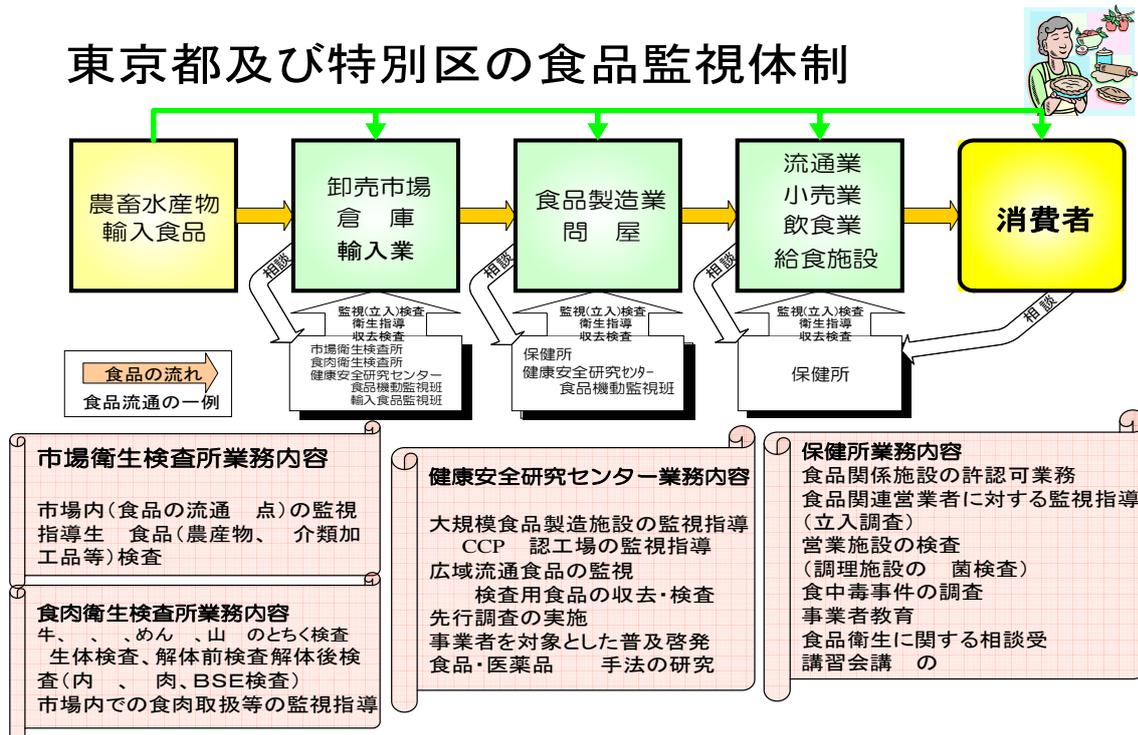
都における食品衛生監視の体制

都内での食品衛生法に基づく監視や検査の業務は、区部においては各特別区が、多摩地区及び島しょ地域では東京都が「保健所」を設置して実施している。

さらに、東京都では、広域に流通する食品等の安全確保を図るため、特別区との取り決めにより、特別区内にある「大規模製造施設」や「輸入業」などに対し、特別区と連携協力して監視指導を実施している（広域監視：健康安全研究センターが担当）。

また、特別区内の卸売市場やと畜場など食品の流通拠点での監視指導も実施している（拠点監視：市場衛生検査所、食肉衛生検査所が担当）。

東京都及び特別区の食品監視体制



食品衛生監視指導体制



3. 専門用語・その他

「健康食品」

健康食品は、法的な定義はなく、これまでも、「健康補助食品」、「いわゆる健康食品」などの呼称が使われている。

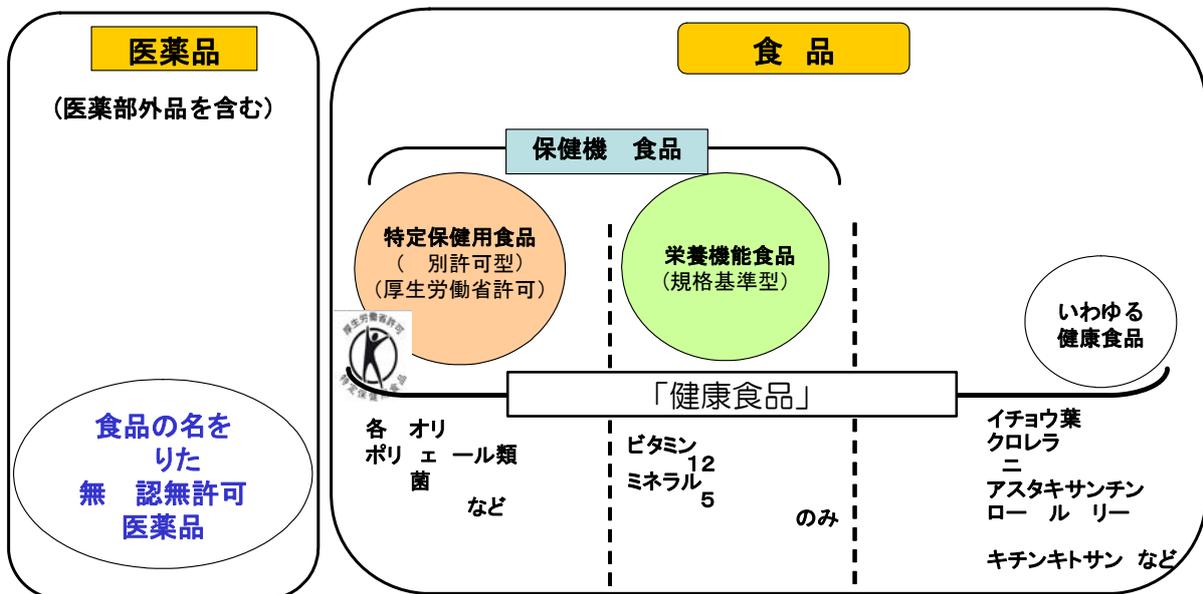
平成15年6月9日、厚生労働大臣の私的諮問機関である『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』から『「健康食品」に係る今後の制度のあり方について』が提言され、その中で、カッコつきの健康食品として、次のような説明がされており、都においても、特段の断りがない限り同様の意味で使用することとする。

「健康食品」：広く、健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。

※「保健機能食品制度」：平成13年4月に、消費者が適切に健康食品等を選択できるよう創設された制度。厚生労働省が定めた基準等を満たしたものは、ビタミンやミネラルなどの栄養成分の機能に関する表示（栄養機能食品）や、おなかの調子を整えるといった特定の保健の用途などを表示（特定保健用食品）して販売できるようになっている。

「健康食品」の範囲

「健康食品」：広く、健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。
（厚生労働省「健康食品」に係る今後の制度のあり方について（提言）平成15年6月9日）



遺伝子組換え食品

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、植物等に組み込むことにより、新しい品種改良の手段として利用した農作物とその加工食品をいう。遺伝子組換え食品を国内で流通・販売するためには、国が行う安全性審査により食品としての安全性が確認されなければならない。

現在、安全性が確認されている食品は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、てんさい6作物の35品種である。また、てんさいを除く5作物とこれを使用した30種の加工食品については、「遺伝子組換え食品」である旨の表示が義務づけられている。

GAP (Good Agricultural Practice : 適正農業規範)

農産物は生産段階において、大腸菌 0-157 やサルモネラ属菌などの病原微生物や、カドミウムなどの重金属汚染、残留農薬、カビ毒、異物混入などの危害が生じる可能性があることから、これらの危害要因を分析して、栽培から収穫までの工程だけでなく、洗浄、選果、保管、出荷、輸送にいたるまでの各段階で対策を講じ、管理する方法をとりまとめたもの。GAP (Good Agricultural Practice) といわれる適正農業規範です。

2004年度からは、農林水産省が「生鮮農産物安全性確保対策事業」をスタートしており、GAPの導入が推進されている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称。ごみ焼却のほか、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源から副生成物として発生する。プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

多量の暴露では、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されている。

特定危険部位 (SRM)

牛海綿状脳症(BSE)の原因である異常プリオンが特異的に蓄積しやすいため、牛を食用に供する際に除去、焼却処理が義務づけられている部位(臓器)をいう。具体的には、頭部(頬肉、舌を除く)、脊髄、回腸遠位部(小腸の中で盲腸に近い部分)及び背根神経節(脊柱から分枝した神経が脊柱から出る前につくるふくらみ)をいう。

鳥インフルエンザ

鳥類がインフルエンザウイルスに感染して起こる病気。鳥類に感染しているインフルエンザウイルスはA型インフルエンザウイルスで、鳥インフルエンザウイルスと呼ばれている。

このうちウイルスの感染を受けた鳥類が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ぶ。鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等が現れ、鳥類が大量に死亡することもまれではない。

なお、感染した鳥との接触による人への感染が海外で報告されているが、鶏肉など食品を介した感染は報告されていない。

トレーサビリティシステム

製品の生産・流通履歴に関するシステム。製品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管することで、食品とその情報とを追跡又は遡及することができるもの。

食品の分野においては、事故等が発生した場合の速やかな回収や、原因究明により、危害の未然防止・拡大防止への活用が期待される。また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴や製造方法等を知ることができるシステムが検討されており、消費者への情報提供の面からの活用も期待されている。

ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルス。ウイルスが体内に取り込まれてから、24～48時間で発症し、下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱(38℃以下)など、風邪に似た症状を示す。冬場に多く発生する傾向がある。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や、感染者の用便後の手洗い不十分等により、ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがある。また、感染者の便や吐しゃ物に接触したり飛散したりすることにより、二次感染を起こすことがある。

HACCP

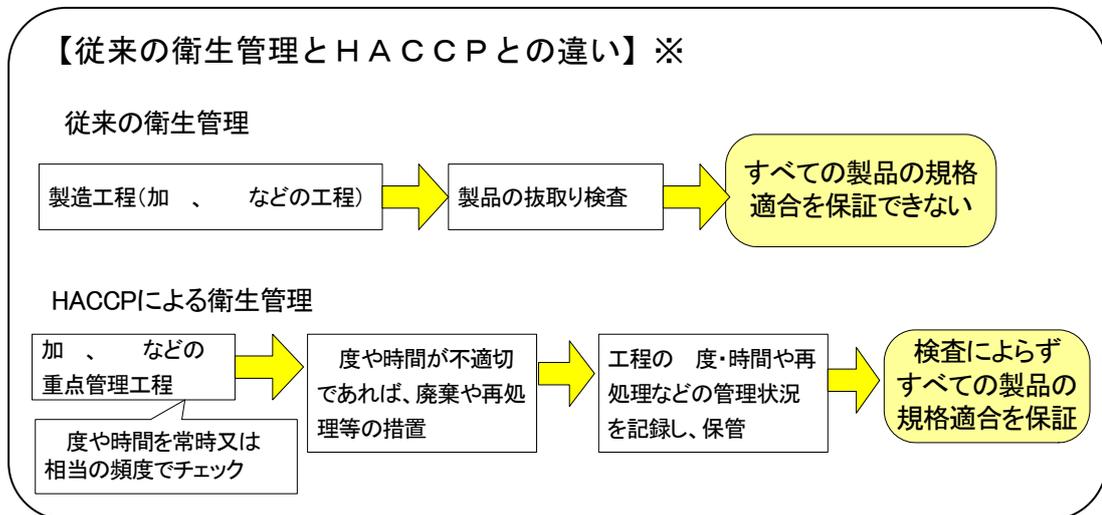
1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の品質管理の手法。勘や経験に頼る部分の多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、食品の安全性について危害を予測し、その危害を管理することができる工程を重要管理点として特定し、それを重点的に管理することによって工程全般を通じて製品の安全確保を図る科学的な管理方法である。

具体的には、

- ① 営業者が自ら食品の製造・加工のすべての工程で発生するおそれのある微生物などの危害を調査・分析（Hazard Analysis：HA）
- ② 分析の結果に基づいて、危害の発生を防止し、安全な製品を得ることができる工程を重要管理（Critical Control Point：CCP）として定め
- ③ 重要管理点が常に管理されていることを確認するため、集中的かつ常時モニタリングを行い
- ④ 重要管理点の管理状態が不適切な場合には、すみやかな改善措置を講じ
- ⑤ さらに、その管理内容をすべて記録すること

により、危害の発生を防止するものであり、結果として最終製品全体の安全を保証するシステムである。

この管理方法をわが国で法的に位置づけたものが、食品衛生法第13条に規定される「総合衛生管理製造過程」の承認制度である。



BSEスクリーニング検査

牛海綿状脳症（BSE）は、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病で、プリオンという通常の細胞タンパクが異常化したものが原因と考えられている。

BSEスクリーニング検査は、この異常プリオンを検出するための簡易検査。

日本では、食用として処理されるすべての牛について、このスクリーニング検査が義務づけられており、検査結果が陰性と確認されるまでは、その牛の肉や内臓、皮などは全てとちく場内で厳重に保管され、BSEにかかった牛の食肉等が、市場に流通しない仕組みになっている。

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。水に極めて溶けにくい、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、物理的・化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、爪の変形、まぶたや関節のはれなど様々な症状を引き起こすことが報告されている。

なかでも、コプラナーPCBと呼ばれるPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類と総称されるものの一つとされている。

有機水銀

水銀原子に炭素が結合した化合物の総称。日本では、酢酸フェニル水銀が農業用殺菌剤、リン酸エチル水銀と塩化メトキシエチル水銀が種子消毒としてかつて使用されたが、現在、使用禁止となっている。

有機水銀は無機水銀に比べて毒性が強く、特にアルキル水銀の中樞神経への作用は特異的である。アルキル水銀の中でもメチル水銀の毒性は最も強く、中樞神経系に作用して視野の狭窄、難聴、言語障害、知的障害などを起こす。

有機スズ化合物

スズ原子と炭素原子が結合した化合物の総称。農薬や船底防汚剤、プラスチック安定剤、有機合成触媒等に使用されており、特にトリブチルスズ (TBT) やトリフェニルスズ (TPT) 化合物は船底防汚剤や魚網防汚剤として大量に使用されてきた。日本では現在、全面的に使用が中止されている。

防汚剤から有機スズ化合物が海中に溶け出し、水質や底質が広く汚染され、また、生物濃縮によって魚介類中の濃度が高まり、重大な環境問題となっている。これまでに、魚介類に対しての急性毒性、生殖毒性、変異原性、発生障害などの生態影響などが報告されている

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を関係者が共通し、相互に意思疎通を図るプロセス。

対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、リスクに関する正しい情報を信頼関係の中で共有し、情報・意見を相互に交換して了解事項の積み重ねを行っていくことで、リスクを低減していくための共通の姿勢をもつことができる。

2 「食品安全推進計画の考え方」(中間のまとめ)に対する意見の集計結果
(「意見を聴く会」でのアンケートを含む)

No.	事項	ご意見	備考
1	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度は、製造業社が製造工程管理を適切に実施することで食品の安全性確保を行うことを支援するものとして期待し、更なる普及のために、①本認証を受けた事業者が都民に認知されるような施策を講じる(事業者名を販売店や広報紙に掲げる、該当の食品にマーク表示をするなど)②事業者にとっても認証を受けることが、手続きのストレスではなくメリットであると理解してもらうような働きかけを要望する。	
2	事業者の自主的衛生管理	事業者が自主管理基準を自主的に作るためには、行政で自主管理の基準(指針)を明示し、事業者へ指導してほしい。認証制度ありきではなく、許認可を得るまたは更新する局面で、事業者に自主管理についての指導を行うなど、保健所業務の中に組み込むべきである。	
3	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を進めるうえでは、自主基準や安全管理について明確にし、HACCPやISOなどの高いレベルと安全管理の水準の中間に位置づけられるものであるべきである。	
4	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を取得したが、東京都職員である学校給食の栄養士でさえ、制度を知らない人が多い。制度の周知徹底を図ってほしい。	
5	事業者の自主的衛生管理	東京都と農林水産省の認証制度は都民や事業者への広報普及が周知徹底されておらず不十分と思われるため、①JAS法の特別栽培農産物推進へ向けた東京都の農薬使用基準の設定を明確すること。②特別栽培認証農産物が生産者の労力に見合った価格で販売できるよう制度の広報普及活動を強化。③「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」の登録農家と流通業者を増やし、都民が農産物を購入する際の指標となるよう制度の認知度を高めるための広報普及活動を強化について施策を講じることが必要。	
6	事業者の自主的衛生管理	スーパー等大型店では、自主的にトレースサビリティを進めており、独自のマークもつけている。生産情報提供事業と併存しても構わないが、生産者の声をホームページに載せたり、既にあるトレースサビリティ制度との連携をとり、共存できる仕組みにするべきである。	
7	事業者の自主的衛生管理	「都民の安全・安心の実感」に表現されている、「都民が安全・安心を実感できるようにしていくためには、食品の生産・製造方法などの情報を積極的に提供しようとする事業者を、都民が容易に知ることのできる制度の普及を推進する必要がある。」という問題意識は、「有害な食品及び食品添加物などの排除だけでなく、消費者・都民にとってより望ましい食品の流通を推進することを食品安全施策のもうひとつの柱とする」ことを、かねてより主張している立場からも高く評価する。	
8	事業者の自主的衛生管理	協会独自に衛生管理システムの構築を進めており、自主衛生管理マニュアルを作成し、各会員に配布し、衛生管理の向上、徹底を図るなど、自主管理には力を入れている。	
9	事業者の自主的衛生管理	自主検査における検査結果については、良いデータだけではなく悪いデータも発表し、どこに問題点があったか話し合うことで、より良い自主的衛生管理を行うことができると思う。業界として、自主的衛生管理に力を入れており、努力していることを、消費者にも認識していただきたい。	
10	体制整備・連携	行政の検査は全ての機関で同じ感度、同じ精度で分析されないと混乱や不公平を生むことになる。東京都が新しい分析方法や改良した分析方法を開発した場合は、当該新又は改良分析方法と国(検疫所等)で行っている現行分析方法(公定法)との間に分析感度や分析値等に違いがないように国との密接な連携を取ると共に、業界としても対応できるようにするために、迅速にその内容の公表することを求める。	
11	体制整備・連携	東京都が行う収去検査の際、厚生労働省と判断に差が生じないように、統一した判断基準での運用を望む。	
12	体制整備・連携	食品安全条例では、食品企業に生産から販売に至るまでの各行程での情報の記録、保存を求めている。これらの指導にあたっては、食品衛生法やJAS法との十分な連携において対応するべきである。	
13	体制整備・連携	HACCPの考えを取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成にあたっては、農林水産省のGAPとの連携をもって行うべきである。	
14	体制整備・連携	国は国、東京都は東京都ということではなく、東京都は国の中心であるという自覚のもと、他の地方団体も意識したルール作りをしていただきたい。	
15	体制整備・連携	食品企業は食品の適正な表示に向けて法令遵守はもちろんのこと、数々の取組を進めている。東京都において、国とのいわゆるダブルスタンダードがないことを要望する。	他に同主旨の意見1件
16	体制整備・連携	輸入食品については検疫所等の水際での検査が非常に重要であると考えられ、国は検査検体数を年々増やし検査体制を強化している。従って、総合的に都民の食の安全を確保するためには、東京都は国が輸入食品に対して行っていることを重複して行うのではなく、国が行っていない、輸入原材料を使用し国内で加工された食品等について重点的に検査・監視等を実施することが大切である。	

17	体制整備・連携	大消費地である東京では、輸入食品を購入する機会も非常に多いと思われ、輸入食品についてのトレーサビリティを確立すべく、必要な施策を講じるとともに国に働きかけていくことを要望する。	
18	体制整備・連携	安全確保施策の基盤づくりの中に「基盤となる調査研究・技術開発」「区市町村、国等との連携等」とあるが、加え「関係省庁・都庁の局間の連携。都民の健康と食の安全確保を都市計画決定など他施策よりも上位に位置づける」といった柱が必要。	
19	体制整備・連携	全庁的な危機管理体制は大規模な事故だけでなく、食品にまつわる事業決定においても全庁的な体制が望まれる。事業決定前でのコミュニケーションを含むリスク分析の徹底を全庁体制で確立していただきたい。	
20	体制整備・連携	計画の推進については都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識をもち、全庁的にも取組む推進体制を早急に確立すべきである。特に実務者レベルに行政の行動力が現れてくるだろう。	
21	体制整備・連携	「緊急時の体制整備」に分類される「食品安全対策推進調査会議緊急連絡会議の設置」を「都民からの情報提供(申し立て・内部告発)に迅速に対応する食品安全対策推進調査会議の設置」にするべき。	
22	体制整備・連携	「食育」が重視される中で、教育庁が都庁内の「食品安全対策推進調整会議」などに参加するように働きかけること。	他に同主旨の意見1件
23	体制整備・連携	「食品安全審議会」において、都民・消費者代表の構成比率を現行より高めていくことを検討して欲しい。	
24	体制整備・連携	国の食の安全委員会とのリンクはどのようになるのだろうか。例えば健康食品への対策は国も取り上げているが、東京都の方が先行した場合の取扱いについてはどうなるのか。東京都の食品安全審議会としての判断を明確にすべきだと思う。	
25	体制整備・連携	国レベルの問題には、東京都としてはどの程度踏み込んでいくのか、明確性がない。都の枠をはみ出した場合にどうするのか。一大消費地の東京は、情報も集まってくるだろうが、生産地情報はそれだけ持てるのか懸念される。	
26	監視・指導	「食品の生産から販売に至る監視、指導等」に分類される「畜産物等の安全対策」は「畜産物等の飼料を含む安全対策」とするべき。	
27	監視・指導	「指導・監視体制の整備」に分類される「都内全域の監視体制の整備」を「城南島・食品飼料化リサイクルを含む都内全域の監視体制の整備」とするべき。	
28	監視・指導	食品などの生産から販売に至る段階での検査、監視指導の補強項目として、都民からの食品苦情に対する不安の解消、原因追及・再発防止に向けた調査活動を行うことを追加すること。	
29	検査・調査	ダイオキシン類等の微量有害化学物質の実態調査の実施において、合成樹脂製容器の内分泌かく乱化学物質の測定については、日常生活の使用実態(繰り返される煮沸消毒など)に即した検査を盛り込むこと。	
30	検査・調査	輸入食品対策の充実として、①アメリカなどから輸入されている遺伝子組み換え作物の輸入量、都内への流通量、都内製造メーカーでの使用量などの調査の実施、②遺伝子組み換えナタネの自生についての調査の実施、③①と②と合わせ、都内に持ち込まれる遺伝子組み換え作物の量とルートを調査し、結果を公表。	
31	検査・調査	事業者の社会的信頼の向上の前に、東京都の社会的責任の向上を重点課題に位置づけ、食品飼料化リサイクル事業で作られる飼料の検査、安全性の検証と継続的監視体制を導入する。	
32	検証	各施策および優先的に取り組むべき戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取り組みの実効性を高めることを要望する。	他に同主旨の意見3件
33	検証	進捗状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。	他に同主旨の意見1件
34	表示	「食品表示の適正化の推進」に分類される「わかりやすい表示の普及」を「生産履歴の飼料を含めたわかりやすい表示の普及」とするべき。	
35	表示	遺伝子組み換え食品の流通において、実際にはアメリカを中心にかなりの量のGM大豆・コーンが輸入され、表示義務のない食品に使用されているものと推測される。東京都においてはいち早くマーク表示を決定したにもかかわらず、店頭でマークのついた食品を見かけることはない。検出技術の云々にもかかわらず、遺伝子組み換え作物が原料として使われているのか否かがはっきり消費者に分かるような表示のしくみを実現する施策を講じ、遺伝子組み換え食品についても消費者の選ぶ権利を保障することを強く要望する。	他に同主旨の意見1件
36	表示	食品表示については、年に3回研修をしている。現場からの問い合わせの1、2割は非常に複雑で、解決が難しい。分かりやすい表示の普及には、分かりやすい表示のルールが必要である。	
37	表示	表示規制は食品衛生法、JAS法、景品表示法などの国の法律の他、公正競争規約や条例等、沢山の規則や基準があり、複雑になっている。中小企業では対応に苦慮しており、また、行政側でも担当法令以外はわかっていない状況である。食品メーカー等に対する表示の講習会等を、都で積極的に行うべきである。	

38	表示	牛肉などトレイ包装の分量表示は、風袋と内容量を別々の二重表示に改善するべき。	
39	表示	刺身の盛合せや回転寿司の食材の表示もJAS法の食品表示対象に入れるべき。	
40	未然防止	食品安全条例ならびに推進計画が「未然防止」を目的にしていることは評価している。さらに一歩進めて、未然防止から予防原則へという検討をしていただきたい。この予防原則という言葉は、定義づけがあまりないことだが、EU等の情報を把握し、東京都が考える予防原則について定義を明確にすれば、東京都の食品安全行政は国際的にも通用するものになると考える。	他に同主旨の意見 1件
41	未然防止	基本理念の第2「未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保」については、科学的知見の不確実性に対応したいいわゆる「予防原則」的なアプローチをとることを明らかにすべきである。東京都が実施する未然防止施策の一環として、科学的知見の不確実性に着目して、正確な知見が得られるまでの暫定的な措置としてより安全性に留意した施策をとるという管理手法がとられるべきであるとする。	他に同主旨の意見 2件
42	未然防止	科学的な知見に基づいた評価は、安全性の指針になるので「食品安全情報評価委員会」「食品安全審議会」の評価決定は重要である。委員会の委員構成は都民として信頼できる人材とし、委員会の審議は十分に行い、公開を原則とすべきである。開かれた情報を基に広く都民とのリスクコミュニケーションの場を積極的に設定する事こそが、食の安心行政になる。	
43	未然防止	「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」を「生産から消費、廃棄物までの一貫した未然防止・拡大防止」とするべき。	
44	未然防止	科学的な知見に基づく分析は、事業決定の前にも行うものとする。また、迅速かつ確かな調査が必要とされた場合には、食品安全条例にもとづく「安全性調査」及び「検査」を実施する。	
45	未然防止	行政は、人が死亡した時、あわてて調査をする。危険性があれば用心するのはそのためである。行政には科学する学者がいないのか？	
46	リスクコミュニケーション	食品安全推進計画は、食品安全条例にもとづく行政計画であると同時に、東京都の食品安全に関する取組方針をとりまとめた総括的な文書であるため、(1)この計画の策定過程そのものがリスクコミュニケーションの対象となるものであり、都民とのコミュニケーション機会を設け、その意見を反映していくこと、(2)計画の内容が都民・消費者に理解されるようにわかりやすく記述されることなどが必要である。	他に同主旨の意見 1件
47	リスクコミュニケーション	食の安全に関する共通認識と合意形成を積み重ねていくための手段であるリスクコミュニケーションの効果的な推進のためのパイロット事業の実施に賛同する。また、①多様な双方向コミュニケーションをとり、より広く消費者の意見を反映、②情報の一元的な収集・管理・開示、③市区町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えることを求める。	他に同主旨の意見 1件
48	リスクコミュニケーション	「戦略的プラン」のひとつとして、リスクコミュニケーションへの積極的な取り組みが盛り込まれており、非常にうれしく思う。審議会における今後の検討においても、「パイロット事業」イメージを共有できるような議論を期待する。	
49	リスクコミュニケーション	「都民・事業者による化学物質の環境影響に係る情報・意見交流の推進」の施策に期待する。また情報・意見交流を通じてまとめられた内容が施策に具体的に反映されることを要望する。	
50	リスクコミュニケーション	「食品の安全に関する共通認識の醸成」について、リスクコミュニケーションが「単なる情報提供や意見の交換にとどまり、共通認識の醸成にまで至らないものも見受けられる」という率直な問題意識に賛同する。具体的な施策として、リスクコミュニケーションを推進するために、消費者・食品等事業者・行政間の意見交換を隔月くらいの頻度で、市町村単位、7つの保健所圏域単位で開催することを、各自治体行政窓口及び保健所に対して提案する。	
51	リスクコミュニケーション	推進計画の中にもさまざまな認証制度やプログラムが紹介されているが、事業者が自己プログラムの中で、提示された水準を確保していくとともに、リスクコミュニケーションや食育などを通じて、事業者と行政との交流を深めていく必要がある。	
52	リスクコミュニケーション	食の安全について正しく理解し考えることができるように学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要があるとされることを評価する。そして、事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求める。これは、食育推進面でも考慮されるべきであるとする。	
53	リスクコミュニケーション	周知徹底のためには、各地での説明会を要望する。	
54	リスクコミュニケーション	未然防止をし拡大を防ぐのは、食の安全を守る原点である。そのためにリスク分析をしっかり行うためのプロセスが大事であり、リスク評価、リスク管理の施策をどこがするのかきっちりしなくてはならない。リスクコミュニケーションをどのように行っていくのか、情報公開と併せてコミュニケーションを行う具体的な施策の体系づくりをしなければならないが、意見の云いっぱなし、聞きっぱなしでは意味がない。消費者としての意見も多角的にあることを、行政は把握して欲しい。	
55	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの手法を、事業決定の前に位置づける。	
56	食育	食に関する学校での教育は本当に大切であり、学校給食が食農教育の題材・場となるような積極的な支援を要望する。また、総合的な学習の時間において地域市民やNPOなどが積極的に授業提案を行えるような支援もあわせて要望する。	

57	食育	食の安全についての教育・学習の推進は非常に重要だと思う。しかし現状では都内でも、総合的な学習の時間を活用したゲストティーチャー制度などがきちんと予算化できている学校と、そうでない学校との格差が非常に大きい。先生がすべてを負うのではなく、食の専門家などを招いて、親や先生も子どもたちと共に学ぶ機会が重要である。学校単位での食の授業実施において、柔軟に予算申請できるような仕組みづくりの検討も要望する。	
58	食育	食の安全の基本は消費者教育にある。食に関しては過去には家庭が基本であったが、家庭でできなくなったので学校に依存する傾向にある。また、一番の基本は社会のあり方にあると思う。消費者教育のあり方を教育現場でも検討して欲しい。	
59	制度構築	食品に関する調査などに限らず、条例や施策の改定・改廃要望なども意見として提出できることを明記するべき。また、申し出のあった意見についての回答ルート・ルールなどについても明確にするべき。	
60	制度構築	都民からの申出制度(制度でなくても都民が意見を云える窓口)は必要である。「消費者条例があるので、諸条例が相互に補完し合う」とあるが、現在の生活文化局の施策をみても、補完し合えることは到底無理と判断する。食の安全を担保するには、行政の施策が重要で、条例には入らなかったが、推進計画の中には都民の信頼復活のためにも必要と考える。	
61	制度構築	悪影響の芽をキャッチするための公開窓口(掲示板のような形)の設置を要望。(公開目安箱)	
62	制度構築	農薬・食品添加物等の基準について、食品を摂取する者の成育および健康状態に配慮する視点から、食品の体重別基準もしくは子ども基準(ガイドライン)を設け、それに見合った食品製造が行われることを求める。	他に同主旨の意見1件
63	制度構築	環境ホルモン等の基準を都独自に子どもの体重による基準にしてほしい。	
64	制度構築	都として、外食に関しても産地やアレルギー表示などの義務に関する条例を検討してほしい。	
65	制度構築	科学的評価だけでは食の安全は保てないため、偽装・隠蔽も同レベルで評価するシステムを作ることを要望する。消費者が求めているのは科学とリスク管理に対する評価の総合である。	
66	制度構築	リスクコミュニケーションを指導する立場の学者や関係者が、業界と利害関係にないことを必ず宣誓し、都としても調査をすることを要望する。また、利害が発覚した場合の、都の条例としても、罰則規定を設けること。指導する学者に対する消費者からの罷免・審査制度も設けること。	
67	制度構築	違反に対して、内部告発者を保護する条例と、奨励金を設定すべき。違反に関しては、国の法だけではなく、東京都としての条例と高額な罰則金を規定すべき。これだけ偽装が横行する現在、食の安全を守るには、科学の側面だけではなく、偽装、隠蔽に対する厳罰化による規制も大きな意味を持つと考える。罰則金は、東京都の食の安全を守るための収入として、また奨励金として使用。	
68	制度構築	GM作物の栽培規制を盛り込んでほしい。	
69	制度構築	トレースサビリティやHACCPへの支援は、公的な補助金制度を設けてもらいたい。	
70	制度構築	人材の育成についての観点が欠けている。公的な補助金制度を設けるなどし、より安全な食品を提供するための技術の向上や知見の向上を目指した人材の育成を積極的に行うべきである。	
71	制度構築	業界での製品製造量の約80%は大規模メーカーが占めており、組合に入っていないアウトサイダーが約20%を占めている。アウトサイダーには情報が不足しており、情報の提供や情報の交換において問題があると考えられる。組合員にならないと営業できないといった制度なども必要なのではないか。	
72	制度構築	施策体系の重要なポイントとして事業者の責任は大きい。生産から消費するまで、食品を取り扱う各事業者は、それぞれが食品の安全を供給する側としての責務がある。物の流れが分からない、見えない所に偽装が生れるので流れの透明性は絶対に確保しなければならない。第三者のチェック機関が必要である。	
73	制度構築	法治国家として虚偽・誇大表現の禁止などは、民法の意思表示(心理留保、錯誤、詐欺と脅迫)の目的で誇大広告と見なされる内容の禁止の疑いあり、ガイドラインではなく、商品リコールなどの罰則規定は必須で、消費者への代金返済と全品回収の義務と責任を販売店・製造者に課すべきである。	
74	制度構築	違反業者に対する罰則規定が任意立入しての行政介入指導し、悪質業者はメディアで公報するのみでは手緩い。交通違反などに違反者へのキップと違反点数、罰金を発布し、悪質者には営業停止3、7、14日間など・営業許可の取消しなど厳しい規則導入の対処が必須である。	
75	制度構築	商品名の表示義務を流通業者や販売業者の表示義務とした場合、もろもろの偽装表示を生み出す原因や土壌がそこにあり、任意行政介入指導しても現在の罰則規定も甘く、その場限りの改善で終わることになり根絶は困難。一方、商品名の表示義務を生産者の表示義務とした場合、生産者の住所、生産者名、電話番号、食材名、収穫日、生産地などを消費者に直接見えるように生産者側の表示義務とすれば、流通業者や販売業者の偽装表示の介入を遮断できる。その効果として、生産者と消費者の相互理解と信頼関係が生まれ相互の安全な生活が確保できる。消費期限や賞味期限については、消費者の責任において消費者判断とすべき問題。	
76	制度構築	事業者名、住所、電話番号、加工日、加工者、加工地、食品名、加工内容、添加物などが消費者に直接見えるように加工業者側の表示義務とすれば、流通業者や販売業者の偽装表示の介入を遮断できる。販売者は、生産者や事業者の表示に対して、訂正・修正などの変更をして表示してはならない義務が必要である。	

77	制度構築	生産・製造物責任法(PL法)の導入、消費者側で被害が証明できれば損害賠償の訴訟を起こすことができるので、悪質業者は訴訟の対象とするべき。ばら売りや量り売りは対象外では、法の抜け道を公然と提供しているのは問題である。	
78	その他	この食品安全推進計画を策定し、実施することで、よりいっそう食品の安全確保が進むことを期待する。	
79	その他	食品安全条例は、東京都が都民に対して、食品の安全行政を前向きに取り上げたものとして評価する。食品安全推進計画は、それをどう具体性を持たせるか、どう施策を盛り込んでいくのかというような指針になるものだと思っている。BSE問題や偽装表示が生んだ食品への不信感をめぐうものとして期待している。	
80	その他	計画の視点に、都民の健康を守るためにという文言があるが、できれば都民の健康に暮らす権利を保障するためにというような言葉にしていただきたい。この推進計画を進めていくには、都民すべてが主体的にかかわっていくべきだと思う。主体的に自分たちの権利を守っていくためだというような位置づけがあってほしい。	
81	その他	本計画の考え方は概ね支持できる。消費者の権利を守る視点で施策を推進して欲しい。	
82	その他	食品安全推進計画の中に食品飼料化リサイクル事業への対応を緊急の課題として位置づけること	
83	その他	食品リサイクル飼料化については判り易い内容で公表して欲しい。	
84	その他	これからの子供達のためにも食品安全は本当に大切である。	
85	その他	中間まとめでは、具体的施策の内容が盛り込まれていない。最終計画には、具体的に記述することを求める(たとえばBSE、遺伝子組み換え食品及び作物、食品中の残留農薬等の問題について)。	
86	その他	東京は都民だけの都市ではないので、生活が都に関わる人間の意見も取り入れてほしい。	

意見受理件数27件
延べ意見項目数86件

3 「意見を聴く会」での意見表明内容(要約)

開催日時 : 平成16年11月16日(火)午前9時30分から午前11時30分まで
 場所 : 東京都庁・都民ホール
 来場者数 : 50名
 意見発表者数 : 8名(都民4名、事業者4名)

No.	事項	ご意見
1	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度は、製造業社が製造工程管理を適切に実施することで食品の安全性確保を行うことを支援するものとして期待し、更なる普及のために、①本認証を受けた事業者が都民に認知されるような施策を講じる(事業者名を販売店や広報紙に掲げる、該当の食品にマーク表示をするなど)②事業者にとっても認証を受けることが、手続きのストレスではなくメリットであると理解してもらうような働きかけを要望する。
2	事業者の自主的衛生管理	事業者が自主管理基準を自主的に作るためには、行政で自主管理の基準(指針)を明示し、事業者へ指導してほしい。認証制度ありきではなく、許認可を得るまたは更新する局面で、事業者に自主管理についての指導を行うなど、保健所業務の中に組み込むべきである。
3	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を進めるうえでは、自主基準や安全管理について明確にし、HACCPやISOなどの高いレベルと安全管理の水準の中間に位置づけられるものであるべきである。
4	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を取得したが、東京都職員である学校給食の栄養士でさえ、制度を知らない人が多い。制度の周知徹底を図ってほしい。
5	事業者の自主的衛生管理	スーパー等大型店では、自主的にトレースサビリティを進めており、独自のマークもつけている。生産情報提供事業と併存しても構わないが、生産者の声をホームページに載せたり、既にあるトレースサビリティ制度との連携をとり、共存できる仕組みにするべきである。
6	事業者の自主的衛生管理	協会独自に衛生管理システムの構築を進めており、自主衛生管理マニュアルを作成し、各会員に配布し、衛生管理の向上、徹底を図るなど、自主管理には力を入れている。
7	事業者の自主的衛生管理	自主検査における検査結果については、良いデータだけではなく悪いデータも発表し、どこに問題点があったか話し合うことで、より良い自主的衛生管理を行うことができると思う。業界として、自主的衛生管理に力を入れており、努力していることを、消費者にも認識していただきたい。
8	体制整備・連携	食品安全条例では、食品企業に生産から販売に至るまでの各行程での情報の記録、保存を求めている。これらの指導にあたっては、食品衛生法やJAS法との十分な連携において対応するべきである。
9	体制整備・連携	HACCPの考えを取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成にあたっては、農林水産省のGAPとの連携をもって行うべきである。
10	体制整備・連携	国は国、東京都は東京都ということではなく、東京都は国の中心であるという自覚のもと、他の地方団体も意識したルール作りをしていただきたい。
11	体制整備・連携	食品企業は食品の適正な表示に向けて法令遵守はもちろんのこと、数々の取組を進めている。東京都において、国とのいわゆるダブルスタンダードがないことを要望する。
12	体制整備・連携	大消費地である東京では、輸入食品を購入する機会も非常に多いと思われ、輸入食品についてのトレースサビリティを確立すべく、必要な施策を講じるとともに国に働きかけていくことを要望する。
13	体制整備・連携	全庁的な危機管理体制は大規模な事故だけでなく、食品にまつわる事業決定においても全庁的な体制が望まれる。事業決定前でのコミュニケーションを含むリスク分析の徹底を全庁体制で確立していただきたい。
14	体制整備・連携	計画の推進については都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識をもち、全庁的にも取組む推進体制を早急に確立すべきである。特に実務者レベルに行政の行動力が現れてくるだろう。
15	検査・調査	輸入食品対策の充実として、①アメリカなどから輸入されている遺伝子組み換え作物の輸入量、都内への流通量、都内製造メーカーでの使用量などの調査の実施、②遺伝子組み換えナタネの自生についての調査の実施、③①と②と合わせ、都内に持ち込まれる遺伝子組み換え作物の量とルート进行调查し、結果を公表。
16	検証	各施策および優先的に取り組むべき戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取り組みの実効性を高めることを要望する。

17	検証	進捗状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。
18	表示	遺伝子組み換え食品の流通において、実際にはアメリカを中心にかなりの量のGM大豆・コーンが輸入され、表示義務のない食品に使用されているものと推測される。東京都においてはいち早くマーク表示を決定したにもかかわらず、店頭でマークのついた食品を見かけることはない。検出技術の云々にかかわらず、遺伝子組み換え作物が原料として使われているのか否かがはっきり消費者に分かるような表示のしくみを実現する施策を講じ、遺伝子組み換え食品についても消費者の選ぶ権利を保障することを強く要望する。
19	表示	食品表示については、年に3回研修をしている。現場からの問い合わせの1、2割は非常に複雑で、解決が難しい。分かりやすい表示の普及には、分かりやすい表示のルールが必要である。
20	表示	表示規制は食品衛生法、JAS法、景品表示法などの国の法律の他、公正競争規約や条例等、沢山の規則や基準があり、複雑になっている。中小企業では対応に苦慮しており、また、行政側でも担当法令以外はわかっていない状況である。食品メーカー等に対する表示の講習会等を、都で積極的に行うべきである。
21	未然防止	食品安全条例ならびに推進計画が「未然防止」を目的にしていることは評価している。さらに一歩進めて、未然防止から予防原則へという検討をしていただきたい。この予防原則という言葉は、定義づけがあいまいだとのことだが、EU等の情報を把握し、東京都が考える予防原則について定義を明確にすれば、東京都の食品安全行政は国際的にも通用するものになると考える。
22	未然防止	基本理念の第2「未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保」については、科学的知見の不確実性に対応したいわゆる「予防原則」的なアプローチをとることを明らかにすべきである。東京都が実施する未然防止施策の一環として、科学的知見の不確実性に着目して、正確な知見が得られるまでの暫定的な措置としてより安全性に留意した施策をとるという管理手法がとられるべきであるとする。
23	未然防止	科学的な知見に基づいた評価は、安全性の指針になるので「食品安全情報評価委員会」「食品安全審議会」の評価決定は重要である。委員会の委員構成は都民として信頼できる人材とし、委員会の審議は十分に行い、公開を原則とすべきである。開かれた情報を基に広く都民とのリスクコミュニケーションの場を積極的に設定する事こそが、食の安心行政になる。
24	リスクコミュニケーション	食品安全推進計画は、食品安全条例にもとづく行政計画であると同時に、東京都の食品安全に関する取組方針をとりまとめた総括的な文書であるため、(1)この計画の策定過程そのものがリスクコミュニケーションの対象となるものであり、都民とのコミュニケーション機会を設け、その意見を反映していくこと、(2)計画の内容が都民・消費者に理解されるようにわかりやすく記述されることなどが必要である。
25	リスクコミュニケーション	食の安全に関する共通認識と合意形成を積み重ねていくための手段であるリスクコミュニケーションの効果的な推進のためのパイロット事業の実施に賛同する。また、①多様な双方向コミュニケーションをとり、より広く消費者の意見を反映、②情報の一元的な収集・管理・開示、③市区町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えることを求める。
26	リスクコミュニケーション	食の安全について正しく理解し考えることができるように学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要があるとされることを評価する。そして、事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求める。これは、食育推進面でも考慮されるべきであるとする。
27	リスクコミュニケーション	未然防止をし拡大を防ぐのは、食の安全を守る原点である。そのためにリスク分析をしっかりと行うためのプロセスが大事であり、リスク評価、リスク管理の施策をどこがするのがきっちりしなくてはならない。リスクコミュニケーションをどのように行っていくのか、情報公開と併せてコミュニケーションを行う具体的な施策の体系づくりをしなければならないが、意見の云いばなし、聞きっぱなしでは意味がない。消費者としての意見も多角的にあることを、行政は把握して欲しい。
28	食育	食に関する学校での教育は本当に大切であり、学校給食が食農教育の題材・場となるような積極的な支援を要望する。また、総合的な学習の時間において地域市民やNPOなどが積極的に授業提案を行えるような支援もあわせて要望する。
29	制度構築	農薬・食品添加物等の基準について、食品を摂取する者の成育および健康状態に配慮する視点から、食品の体重別基準もしくは子ども基準(ガイドライン)を設け、それに見合った食品製造が行われることを求める。
30	制度構築	トレースサビリティやHACCPへの支援は、公的な補助金制度を設けてもらいたい。
31	制度構築	人材の育成についての観点が欠けている。公的な補助金制度を設けるなどし、より安全な食品を提供するための技術の向上や知見の向上を目指した人材の育成を積極的に行うべきである。
32	制度構築	業界での製品製造量の約80%は大規模メーカーが占めており、組合に入っていないアウトサイダーが約20%を占めている。アウトサイダーには情報が不足しており、情報の提供や情報の交換において問題があると考えられる。組合員にならないと営業できないといった制度なども必要なのではないか。

33	制度構築	施策体系の重要なポイントとして事業者の責任は大きい。生産から消費するまで、食品を取り扱う各事業者は、それぞれが食品の安全を供給する側としての責務がある。物の流れが分らない、見えない所に偽装が生れるので流れの透明性は絶対に確保しなければならない。第三者のチェック機関が必要である。
34	その他	この食品安全推進計画を策定し、実施することで、よりいっそう食品の安全確保が進むことを期待する。
35	その他	食品安全条例は、東京都が都民に対して、食品の安全行政を前向きに取り上げたものとして評価する。食品安全推進計画は、それをどう具体性を持たせるか、どう施策を盛り込んでいくのかというような指針になるものだと思っている。BSE問題や偽装表示が生んだ食品への不信感をぬぐうものとして期待している。
36	その他	計画の視点に、都民の健康を守るためにという文言があるが、できれば都民の健康に暮らす権利を保障するためにというような言葉にしていきたい。この推進計画を進めていくには、都民すべてが主体的にかかわっていきべきだと思う。主体的に自分たちの権利を守っていくためだというような位置づけがあってほしい。
37	その他	食品安全推進計画の中に食品飼料化リサイクル事業への対応を緊急の課題として位置づけること
38	その他	中間まとめでは、具体的施策の内容が盛り込まれていない。最終計画には、具体的に記述することを求める(たとえばBSE、遺伝子組み換え食品及び作物、食品中の残留農薬等の問題について)。

4 東京都食品安全条例

〔平成 16 年 3 月 31 日〕
東京都条例第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条—第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- 2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。
- 3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。
- 4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。
- 5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- 6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。
- 7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であって、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

（基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。
- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。
- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。
- 5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。
- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

(食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るた

め、特別区と連携して、前条第 2 項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第 12 条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第 13 条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第 14 条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第 15 条 都は、前 2 条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第 16 条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第 17 条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第 18 条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第 19 条 都は、第 7 条第 3 項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第20条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第3章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第21条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第1項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第1項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第1項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前2項に定めるもののほか、知事は、第1項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第2項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第22条 知事は、前条第1項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第1項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(自主回収報告制度)

第23条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。

2 特定事業者（第2条第7項第3号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第1項の規定は、適用しない。

一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 都民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導、報告、公表等)

第24条 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 前条第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

(緊急時の対応)

第25条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第26条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 食品安全推進計画に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 9 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

- 第 27 条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。
- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
 - 二 第 21 条第 1 項に規定する調査及び第 22 条第 1 項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
 - 三 前 2 号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
 - 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 20 名以内の委員で組織する。
 - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
 - 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
 - 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 第 3 項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(環境への配慮)

- 第 28 条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 30 条 第 21 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例（昭和 28 年東京都条例第 44 号）は、廃止する。

5 東京都食品安全審議会規則

〔平成 16 年 3 月 31 日〕
東京都規則第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号。以下「条例」という。）第 26 条第 9 項の規定に基づき東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 26 条第 6 項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

6 諮 問 書

16 健安食第1018号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成16年7月29日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

記

1 諮問事項
東京都食品安全推進計画の考え方について

2 諮問の理由
食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要かつ喫緊な課題の一つとなっている。

このため、本年3月「東京都食品安全条例」（以下「条例」という。）を制定し、食品の安全確保に向けた都の基本的な方向性を示したところである。

これを踏まえ、今後、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するために条例に基づく「東京都食品安全推進計画」を策定する必要がある。

7 東京都食品安全審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
いちかわ まりこ 市川 まりこ	公募委員
いとう ひろやす 伊藤 裕康	東京都水産物卸売業者協会 会長
いまい しげよし 今井 成价	関東百貨店協会 事務局長
おかもと こういち 岡本 浩一	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
おくだ あきこ 奥田 明子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表
おざわ のぶお 小澤 信夫	日本チェーンストア協会関東支部 事務局長
◎ くろかわ ゆうじ 黒川 雄二	財団法人佐々木研究所 理事長
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
さいとう ゆきお 齋藤 行生	社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所 技術参与
たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはし まつお 高橋 松夫	東京都農業協同組合中央会 常務理事
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
たちか ひでこ 田近 秀子	公募委員
なかむら まさみ 中村 雅美	日本経済新聞社編集局科学技術部 編集委員
にしやま よしき 西山 義樹	社団法人日本輸入食品安全推進協会 常務理事
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
○ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
やもおか まさこ 谷茂岡 正子	東京都地域婦人団体連盟 副会長
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

◎会長 ○副会長

8 東京都食品安全審議会検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職名
いけやま やすこ 池山 恭子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
おざわ のぶお 小澤 信夫	日本チェーンストア協会関東支部 事務局長
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
○ たかはし く に こ 高橋 久仁子	群馬大学教育学部家政教育講座 教授
たかはま まさひろ 高濱 正博	財団法人食品産業センター 専務理事
たちか ひでこ 田近 秀子	公募委員
はやし かずたか 林 和孝	東京都生活協同組合連合会 組織部長
まつだ ともよし 松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科 教授
◎ まるやま つとむ 丸山 務	社団法人日本食品衛生協会 技術参与
ゆだ なおかず 湯田 直一	社団法人東京都食品衛生協会 専務理事

◎：部会長

○：副部会長

9 食品安全審議会審議経過

1 開催状況

会議日程	会議名	審議内容
7月29日	第1回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・会長、副会長選出 ・検討部会設置（座長選出）
8月11日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画のイメージについて ・基本的プランについて ・審議スケジュールについて
9月2日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取組むべき事項について ・「中間まとめ」素案について
10月4日	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ（案）について ・今後の検討方法について
10月25日	第2回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会報告（中間まとめ）について ・中間まとめに対する都民・事業者からの意見募集について
11月16日	第4回検討部会 （「意見を聴く会」の開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による意見発表
11月29日	第5回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の集計結果について ・検討部会報告（案）について
1月11日	第6回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会報告（案）について
2月1日	第3回食品安全審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討部会報告について ・答申(案)について
2月28日	審議会より答申	

2 「中間のまとめ」（10月25日公表）に対する意見の募集状況

(1) 意見募集状況

募集方法	提出件数	延べ意見項目数	備考
FAX、メール等	19	74	H16.10.25～11.16
アンケート	8	12	H16.11.16（意見を聴く会でのアンケート）
合計	27	86	

(2) 「意見を聴く会」での意見発表

実施日：平成16年11月16日

意見発表者：8名（都民4名、事業者4名）